

厚岸町議会 第4回定例会

令和3年12月8日

午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、12番、中屋議員、1番、竹田議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

6番、佐藤委員長。

●佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

12月6日午前9時53分から、第8回議会運営委員会を開催し、令和3年厚岸町議会第4回定例会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

議会からの報告は、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、定期監査報告、総務産業常任委員会先進地行政視察報告書であります。

議会からの提出案件は、会期の決定、令和2年度各会計決算の認定について、議案第74号厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、意見書案第5号 赤潮被災支援への早急な対応を求める意見書、意見書案第6号 安全安心の医療介護福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書、意見書案第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書であります。

審議方法は、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第75号から議案第83号は、令和3年度の各会計補正予算9件であります。

審議方法は、議長を除く12名をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定をいたしました。

議案第84号から議案第89号までは、一般議案6件、議案第90号から議案第93号までは、条例の一部改正4件、議案第94号は条例の新制定で、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。

一般質問通告者は、9名であります。

本定例会の会期は、12月8日から10日までの3日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日12月8日から12月10日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月8日から12月10日までの3日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりであります。

- 議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理された議案等は、別紙付議事件書のとおりであります。

次に、令和3年9月8日開会の第3回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりであります。

また、今般、釧路東部消防組合議会、釧路公立大学事務組合議会及び釧路広域連合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、閲覧の上、参考にご供してください。

また、去る11月17日に実施した赤潮被害支援に係る要請活動に当たり、厚岸町議会会議規則第127条第1項ただし書きの規定により、議長において決定した議員の派遣報告書を配付しておりますので、併せてご参考にご供してください。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされておりますので、ご参考にご供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第6、定期監査報告を議題といたします。

今般、監査委員より、別紙のとおり定期監査報告がなされておりますので、ご参考にご供していただきたいと思います。

以上で、定期監査報告を終わります。

- 議長（堀議員） 日程第7、認定第1号 令和2年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 令和2年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 令和2年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

本9件の審査については、令和3年9月8日開会の第3回定例会において、令和2年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

- 竹田委員長 令和3年9月8日第3回定例会において、令和2年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和2年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、ほか8件の審査については、去る10月19日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上。

- 議長（堀議員） 初めに、認定第1号 令和2年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和2年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第2号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第3号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 令和2年度厚岸町簡易水道事業保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第4号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第5号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第6号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第7号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第8号 令和2年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 令和2年度厚岸町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 次に、認定第9号 令和2年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和2年度厚岸町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

- 議長（堀議員） 日程第8、議案第75号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算、議案第76号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第77号 令和3年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第78号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第79号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第80号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第81号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第82号 令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第83号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました議案第75号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算（5回目）から、議案第81号 令和3年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（1回目）について、お配りしております提案理由説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） 続きまして、議案第82号 令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容について、提案説明書のとおりでございますので、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

- 議長（堀議員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） 続きまして、議案第83号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算（1回目）につきまして、お配りしております提案理由説明書のとおりで

ございますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） 本9件の審議方法について、お諮りいたします。

本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時24分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第9、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 第4回定例会に当たり、3項目一般質問いたします。

初めに、全国豊かな海づくり大会についてです。10月1日付けで水産農政課に全国豊かな海づくり大会推進係を設けました。この大会の内容と、大会を開催する本町のメリットについてお尋ねいたします。

次に、コロナ対応についてです。デルタ株より感染力の強いオミクロン株が発生し、コロナの脅威は収束のめどが立たない状況下にあります。本町のワクチン接種は12歳以上の人が対象ですが、現状の接種状況はどのようになっていますか。また、5歳から11歳児の接種はどのようにされているのかお尋ねいたします。

3回目接種はどのような体制で取り組まれるのかお尋ねいたします。

現在、ワクチン接種従事の医師、スタッフの処遇と医療体制はどのようになりますか。

経済対策です。交付金を活用し、本町もコロナウイルスの経済対策を実施しており

ますが、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額はどのように活用されるのかお尋ねいたします。

3点目です。ネイパル厚岸は北海道の施設で指定管理者が運営をされております。このような施設は全道に6箇所ありますが、ネイパル厚岸は平成5年の建設から28年が経過し、建物の老朽化で雨漏りがひどく、2室使用不能の状況にあります。厚岸町が直接関わることはできませんが、本町にとって大変有意義な施設であります。このまま使用不能のため廃止とならないのかと危惧をいたします。時代に合致したリニューアルを含め、利用をされやすい魅力ある施設改修を北海道へ強く要望すべきではないでしょうか。町長の所見をお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「全国豊かな海づくり大会」についてのうち、(1)の「10月1日付けで水産農政課に全国豊かな海づくり大会推進係を設けたが、大会の内容と推進係の業務内容」についてであります。全国豊かな海づくり大会は、全国植樹祭、国民体育大会、国民文化祭等とともに天皇皇后両殿下のご臨席を賜り開催される4大行幸啓の一つとなっており、昭和56年の第1回大分県大会以来、毎年各地で開催され、令和5年には第42回北海道大会が当町を舞台に開催されます。

北海道大会では世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ対策など、環境保全に対する意識を高めるとともに、将来にわたって持続的に漁業が行えるよう、養殖技術の向上や地域資源の有効活用、付加価値向上など様々な取組を通して、豊かな自然の恵みを次の世代へつなげるため、豊かな自然の保全と継承、地域を支える水産業の発展、北海道ブランドの魅力発信、北海道独自の歴史や文化の理解促進の四つの基本方針を掲げ、式典行事、海上歓迎・放流行事、歓迎レセプション関連行事が行われる予定となっております。

現在、主催者の北海道実行委員会で本大会の基本計画を策定中であり、今後大会の全容が見えてくることとなりますが、式典行事では栽培漁業や資源管理、漁場保全など、豊かな海づくりの取組に功績のあった団体の表彰、最優秀作文の発表、漁業後継者のメッセージや大会決議が行われ、海上歓迎・放流行事では漁船等による海上パレード、次世代へ豊かな海をつなげるため、北海道の栽培漁業を代表する稚魚の放流が行われます。歓迎レセプションでは北海道が誇る農林水産物などを豊富に使った料理でのおもてなしを行い、関連行事ではステージイベント、物産等を通して北海道の特色ある水産業をはじめ、豊かな海づくりにつながる環境保全の取組や魅力あふれる北海道ブランドが広く紹介されます。

また、全国豊かな海づくり大会推進係の業務内容については、北海道実行委員会、役場内、厚岸漁業協同組合をはじめとする町内団体、町内小中高との各種連絡調整や関連事業の取りまとめなど、大会に向けた準備に必要な業務を行っております。

次に、(2)の「大会を開催する本町のメリット」についてであります。大会が開催されることで1,000人規模の式典招待者や関連行事に参加する多くの人々が来町

されることから、飲食や宿泊など町経済への効果が期待できるほか、テレビ中継により地域の新鮮で豊かな水産物が全国に知らしめることで、コロナ禍による魚価下落や記録的な漁業不振など、厳しい生産環境にある漁業者の励みとなり、さらに厚岸昆布森霧多布国定公園など自然豊かな当町の魅力を改めて全国に広く発信する絶好の機会であると考えております。

このような大会が当町で開催されることは大変名誉なことであり、多くの町民の皆様にご参加いただき、厚岸町で開催してよかったと言われる大会になるよう、北海道や厚岸漁業協同組合などとの関係機関と連携し、有意義な大会になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、2点目のコロナ対応についてのうち、(1)アの「本町のワクチン接種状況」についてであります。当町のワクチン接種の状況については、医療従事者が本年4月から町立病院で接種を開始し、5月からは65歳以上の高齢者、高齢施設等の従事者、64歳以下の基礎疾患を持っている方、64歳以下の方の順に接種を進め、集団接種は11月2日に、個別接種は同月6日に希望された方への2回目の接種を完了したところであります。12歳以上の対象者、8,357人に対する接種率については、1回目接種完了者が87.72%、2回目接種完了者が86.96%となっております。

今後は新たに12歳になる方や転入してきた方、追加接種を希望される方を対象に12月から来年9月30日までの間に接種を継続する予定であります。

次に、イの「5歳から11歳児の接種はどうなるのか、5歳児未満の感染予防対策はどのようにしているか」についてであります。予防接種法に基づく接種対象者は接種日に満12歳以上の方となっているため、現時点では5歳から11歳児は接種対象ではありませんが、現在、ファイザー社が5歳から11歳の子どもを対象とする小児用ワクチンの承認申請を厚生労働省に行っており、その安全と有効性を整理された上で、早ければ来年2月頃から接種を開始する可能性があるため、今後の情報収集と接種体制の準備を進めていきたいと考えております。

5歳未満児の感染予防対策につきましては、基本的な感染予防策は年齢を問わず重要ですが、マスク着用や人との距離の確保、体調不良を適切に訴えることが困難であるという年齢特性を考慮する必要があります。このため、家族など周囲の大人が基本的な感染予防策を徹底するとともに、子どもの体調管理への十分な配慮や感染予防対策が困難な場所や場面に子どもを連れていかないなど、年齢特性に応じた対策が必要と考えております。

5歳未満の子どもを含めた集団活動の場である子育て支援センターや保育所、児童館等では検温や手指消毒、間隔の保持、施設内の換気や共有箇所・物品の小まめな消毒、活動内容の工夫のほか、従事する職員ワクチン接種と健康管理を行っております。

次に、ウの「3回目の接種はどのような体制で取り組まれるか、医師とスタッフの処遇と医療体制はどうなるのか」についてであります。3回目接種については、国は2回目接種を完了した全ての方に対して追加接種の機会を提供するとしていますが、まずは薬事承認され予防接種法上の特例臨時措置に位置づけられている18歳以上の方について、原則2回目の接種から8か月以上経過した順に接種ができるよう準備

を進めているところであり、特に高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い方や、これらの方との接触の多い医師や看護に従事する方について3回目接種を推奨していきたいと考えております。

3回目の接種の具体的なスケジュールは、医療従事者については来年1月から4月までの間に町内医療機関での個別接種で、他の町民については3月から集団及び個別接種を順次進め、7月までに完了する予定で、これまでと同様、日曜日は夜間、個別訪問による接種など、町民の皆さんが受けやすい体制を整えてまいります。

医師とスタッフ処遇と医療体制については、個別接種では各医療機関に所属する医師と看護師により接種体制を整え、集団接種では町立厚岸病院から派遣される医師1名、看護師3名により接種体制を整え、町立厚岸病院ではこの医師及び看護師についてワクチン接種の専従として確保しております。なお、3回目接種についても、これまでと同様、町立厚岸病院で医師及び看護師を確保し、対応する予定であります。

次に、(2)の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残額はどのように活用されるのか」についてであります。令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、これまでに1億4,869万4,000円の交付限度額が示されており、これを活用し、高齢者や障がい者施設従事者へのPCR検査の実施や特別養護老人ホーム心和園の修繕などの感染症対策を実施したほか、全町民へがんばろう厚岸応援券を発行し、町内の経済の活性化と生活支援を行ってまいりました。

現在の残高、5,626万1,000円の活用方法であります。今後の感染状況や町内の経済状況を踏まえ、引き続き感染症対策と経済対策を両立するために必要となる施策のほか、昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある病院事業会計に対し交付金の活用も検討しているところであります。

3点目のご質問については、町長の所見はというものもありますが、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、3点目のネイパル厚岸について。「ネイパル厚岸は北海道の施設で指定管理者が運営をされています。全道に6箇所あり、ネイパル厚岸は平成5年の建設から28年が経過、建物が老朽化し、雨漏りで2室使用不能の状況にあります。厚岸町として直接関わることができませんが、本町にとって大変有意義な施設です。このまま使用不能のため廃止にならないかと危惧いたします。時代に合致したリニューアルを含め、利用されやすい魅力ある施設改修を北海道へ強く要望すべきではないでしょうか」についてお答えします。

北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸は、道東を中心に道内広域の児童生徒や一般の方も利用できる社会教育施設であり、厚岸町の様々な自然環境や利用施設などを活用して、宿泊を含む体験学習事業を実施しております。町内の児童生徒が各種事業に参加しておりますが、特に町外の児童生徒が来町し、ネイパル厚岸の事業を通して、厚岸町の風土に触れる体験学習を行っており、厚岸町にとっても重要な施設であります。

施設の状況についてネイパル厚岸に確認をしたところ、一部雨漏りはありますが、コロナ禍において、現在は宿泊定員200人のところ130人を上限としていることから、運営には影響がなく、また、これまでに大規模の改修はしておりませんが、雨漏りに関しては指定管理者から北海道に対し修繕の要望をしており、来年度以降に行いたいと聞いております。

ご質問のとおり、ネイパル厚岸は北海道が設置する施設であり、その維持管理に対して直接厚岸町が関わるものではありませんが、教育委員会といたしましては様々な機会において、施設の利用活用を促進していきたいと考えておりますし、ネイパル厚岸の事業の継続や充実については指定管理者や釧路教育局などと協議をしてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 全国豊かな海づくり大会の北海道開催が厚岸町で開催することに決定されましたこと、多くの町民の喜びとするところではございます。大会の盛会を願ってやみません。豊かな海づくり大会開催に向け、若狭町長を筆頭に職員一丸となり、全国に厚岸町をPRしていただきたい。簡潔な答弁でしたので、よく分かりました、事業の内容が。1点だけお尋ねいたします。令和5年の何月に開催されるのでしょうか。令和5年とは聞いたのですけれども、開催時期についてお尋ねいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 開催の時期ということではありますが、まだ決定はしていません。今、協議中ではありますが、実はやはり、漁業者の方々にもご参加をいただくということも大きな主旨でもございます。そういうことを考えますと、漁業経営に影響のないときをお願いして開催をしなければならない、これは漁業協同組合と共通な意見を持っておるところでございます。そういうことで、大体9月から10月なのかなという気持ちを持っておりますが、今後協議の中で決定をさせていただきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次に、コロナ対応についてです。ワクチン接種の受付など、不手際ではないのですが不慣れなこともあり、一部町民から不満の声もありましたが、この対応について医療スタッフ、医師はじめ、しっかり取り組んでこられたことについて、皆さんのご努力に対して敬意を表するものでございます。3回目接種に向け、気を引き締めて、これからも頑張りたいと思います。

まず、5歳から11歳の子ども、厚生労働省が小児用ワクチンを承認後、来年2月頃から接種に向け、準備されるということで答弁がありました。5歳児から11歳児まではこの内容で今のところ取り組んでいくということでよろしいのでしょうか。

●議長（堀議員） ワクチン接種対策室長事務取扱副町長。

●副町長（石塚副町長） そのとおりでございます。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 本町の 3 回目接種のスケジュールと受付方法でございます。町民が 1 番興味を持っているのは、自分がいつ接種してもらえるのか、どういう方法で連絡するの
だろう、確認取るのだろう、こうだと思うのです。それで、改めて11月26日に議員協
議会で説明がありましたが、改めて伺いをさせていただきます。

65歳以上、それから64歳から12歳まで、さらに11歳から5歳まで、それぞれ三つの
段階にあると思うのです。それぞれの接種開始時期と受付方法はどのようになります
か。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） まず 3 回目の接種の対象者になりますが、対象者は薬事承認
されている18歳以上の方となります。まず、初めに医療従事者につきまして、現在の
ところですが、1月24日から4月7日、65歳以上の方につきましては3月7日から5
月26日まで、64歳以下については5月12日から7月28日の接種を予定しております。
ただ、3回目の接種につきましては、現在、報道等でもございますが、2回目の接種
から8か月以上経過した者とされておりましたが、昨日の首相の所信表明等で6か月
を待たずにできる限り前倒しをするという表明もございました。しかしながら現在、
ワクチンの供給のめどが国から示されておりませんので、現時点においては当町では
3回目のスケジュールについては2回目接種から8か月を経過した方から行うスケ
ジュール組みをさせていただいております。

それと受付方法、初めの65歳以上の受付については、混乱等を招いたことを大変申
し訳なく思っております。今回の3回目の接種につきましては、まず医療従事者は、
1月19日に接種券が到着する予定でございますので、到着後速やかに各医療機関に、
消防等含めて配付をしたいと考えております。65歳以上につきましては、3回目接種
の場合は現在の予定ですが1月20日に日にち、それから時間、場所を指定した文書を
対象となる方へ送付させていただいて、1月31日までにその可否の回答をいただい
て、これらを調整した上で2月10日にそれぞれ接種券を送付する予定であります。64
歳以下の方につきましては、来年4月4日以降に接種券を順次送付し、予約について
は1回目、2回目の接種と同様にコールセンターもしくはネットによって受付を行っ
ていただくという予定をしております。

それと3回目ではないのですが臨時接種というのがありまして、1回目、2回目を受
けられていない方の追加接種、これについては広報等で期間を周知しまして、保健
福祉総合センターの窓口または対策室への電話予約によって受付を行っております。

現在はそういう形で受付を行っておりますが、今後については9月30日まで続く予定ですので、コールセンターまたはネットによる受付を行う場合も検討しているところでございます、その際には改めて広報誌等で町民の方へ周知をさせていただこうと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ答弁漏れあったのです。5歳から11歳までの、時期については先に聞いたから分かるのですけれども、周知方法とか受付の方法がどうなのかという部分については、後から答弁してください。

感染症対応地方創生臨時交付金の残額、5,626万1,000円のこの活用方法についてお尋ねをさせていただきます。貴重な財源、急がずに何に活用するのか、しっかりとじっくり考えていただいて、私は急がなくてもいいと思うのです。町として使わなくてもやらなければならない事業はいっぱいあると思うのです。町民の要望もいっぱいあると思うのです。その中で、この限られた5,600万円という財源しか今のところないわけでございますから、この活用方法。答弁の中で、まずはじっくり考えてやっていただきたい、私も同感でございます。急いでこれに、町民から各団体、個人からいろいろな要望があると思うのです。それに充当する。でも、優先順位というのは大変難しいものがあるかと思えますから、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それから、答弁の中で病院事業への繰入。私も非常に危惧をしております。病院事業会計。厚岸町で財政運営の中で大きな課題になるのは病院事業会計、それからコンキリエの運営だと斯様に思っております。ですから今回、答弁の中で病院の収支、今回も補正計上繰入であります。それはそれで後日、この補正予算のときに詳しい内容を聞かせていただくのですけれども、病院への繰入について、私もある程度考えるべきではないのかなと考えておりますが、この辺はもう少し詳しく説明してください。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 答弁漏れがあり、大変申し訳ございません。

5歳から11歳の受付予約につきましては、現在のところコールセンター、それからネット予約で行う予定をしております。薬事承認がされ、ワクチンの配付が決まってくる状況となりますが、ご理解を願いたいと思います。

それから、先ほど8か月経過した方からスケジュールを現在立てているということを申し上げさせていただきましたが、新聞報道等にある6か月を経過した場合に前倒しをしていくという部分につきましては、正確な情報、それからワクチンの供給、医師の確保等の準備が整い次第、極力早めに接種を前倒しできるよう準備を進めていきたいと現在考えているところでございます。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課町（三浦課長） お答えいたします。

臨時交付金の残高の活用であります。こちらのほうであります、やはり新たな変異株発生してくるなど、まだまだ予断を許さない状況の中でございます。そういった中では、3月までにこの交付金を、やはりこの状況に応じてではございますが、感染症対策または経済対策、この状況を見極めながら、この活用をさせていただきたいと思っております。

一方でありますが、1回目のお答えさせてもらっております病院会計への繰り出しであります、やはり病院会計の経営状況、昨年同様、やはり厳しい状況であります。昨年も特別減収対策企業債ということで、赤字補填の地方債を発行させていただいて、一般会計からの部分と合わせて病院会計の補填をしております。そういった中では、経営状況が昨年同様の規模想定されとなりますと、やはりこの起債も発行をして病院への補填をしなければならないということでございます。まだ見えない中ではありますが、3月に向かっての病院の経営状況、これを見ながら判断をさせていただきたいと。

もう一つではありますが、今回の国の大型の経済対策、これによって補正で、新たにこの地方創生の臨時交付金、6.8兆円増額しており、この6.8兆円の中に市町村で使える部分というのが1.2兆円ということで今示されているところであります。そういった中では、この1.2兆円でいきますと、昨年同様の第3次補正と同じような規模の金額が町村のほうに示される可能性があると思っております。まだ数字のほうはどういった形で示されるかはまだこれからではありますが、昨年同様の今国で言われている16か月予算、こちらでいきますと、この交付金を当該年度で使ってもいいですし、次年度でも使ってもいいという選択が昨年もありました。当町としては、この昨年は補正でついた1億3,000万円の交付金につきましては令和3年度で活用させていただくという選択をさせていただいております。

そういった中では、この交付金がまた交付されるということで金額がまだ不明であります、そちらの選択も考えていかなければならないと。これから1月に向かいまして令和4年度の予算編成、それと3月補正でいろいろなコロナ対策または平常の行政サービス、これらの財源がどういった形になるか、またはこの3月の補正の病院含めた中での財源がどのようになるかというところで、そちらのほうを全体的に見た中で、この残高の交付金を活用させていただきたいということで、こちらのほうは3月補正でこの活用方法を提案させていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 ネイパル厚岸について質問いたします。宿泊施設は現在200人定員に対し、雨漏りで130人を上限とされているという答弁がありました。コロナ禍だから運営に影響がないとの答弁でございます。本来の姿ではありませんよね。たまたまコロナだから宿泊数が少ない。平常なスタイルではないと私は思います。私の知る限り、

この雨漏り対策、過去から部分的にやってきています、何回も。大がかりな大改修をしなければ雨漏りは直らないと思っております。雨漏りがし、蒸し蒸しする部屋に一度宿泊していただける子どもたちやそういう人がいると思います。ですけれども、2回目はないと思わなければならないと思います。開設から28年、利用者のニーズも時代とともに変わってきています。

私は1回目に申しました。30年近くたっている、30年前にこういう事業をやりたいというものに基づいて建てた施設でございます。それが旧態依然として永遠と続けられている。当時入った人だって、もう30歳、40歳近くなるのです、もっと。時代も変わっています。利用者のニーズに合わせなければ、皆さんに飽きられてしまう。こういうことも含めて、厚岸町として考えていかなければならないのではないのかなと。厚岸町の施設ではございません。ですけれども、厚岸町として釧路の教育局を通して北海道のほうにリニューアルを含めた早期改修を強く私は要望していくべきではないのかと斯様に考えます。

本当にあの施設を管理者委託されている皆さんは一生懸命やっていると思うのです。ですから、コロナ禍なのですけれども、日中の来館者は令和元年4,671人で令和2年は4,325人、それ以前、この直近の5年でも非常に伸びているのです、逆に。それだけ有意義に学校の生徒やお客さんも来ています。努力はされているのですけれども、残念ながら宿泊施設のほうは全く伸びていかない。当然だと思うのです。これらについて指定管理者がなんぼ努力しても追いつくものでは私はないと思うのです。ですから、もっとネイパルの重要性を厚岸町としてネイパルを設置していただいている道のほうにしっかりと訴えていって、早期改修に努めていただきたいと思うのですが、いかがですか。

●議長（堀議員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（早川課長） ネイパル厚岸の事業につきまして、現在も社会教育部門、それから学校なんかでも多くの事業の利用をさせていただいている。それから、社会教育施設につきましては、B & G、それからカヌーなんかも含めて、町の施設を活用して事業も実施していただいている状況であります。教育委員会としましては、基本的には施設の事業を充実していただく、それから施設機能が低下しないようにしっかりとお願いしていきたいとは思っておりますので、釧路教育局に対してもいろいろな機会通しまして、しっかりとお願いしていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 第4回の定例会に当たり、先にご通告を申し上げました敬老祝いの在り方についてご質問をさせていただきます。

現在、自治会未加入世帯の一部及び自治会解散地区において、敬老祝いの対象から

除外されている実態にございます。その理由は、地区の対象者名簿が町から送付された時点で自治会によって加入世帯でないため除外されることによって敬老祝いからはじかれることになるものと思います。また、自治会解散地区においては、敬老会事業費補助金交付要領により敬老事業を行う団体に対し事業費の一部を補助するとの定めにより、補助団体がなくなることにより除外の対象となるものと考えます。

しかし、長年にわたり町の発展に貢献された高齢者の労をねぎらい、敬老思想の向上や高齢者福祉の増進に資する目的から除外者が出る現行制度は公金を使う以上、公平・公正の観点でいささか疑問と思わざるを得ないのでございます。いかがお考えでしょうか。

さらには、現行制度を続けることによって自治会未加入世帯対象者であっても、自治会によっては対象者として敬老祝いや記念品等の配付を行っている自治会もあり、居住地域でも違いがあり、これらの不平等な状況が町民の不満となっております。

町を挙げて長寿をお祝いする制度であります。現実には自治会未加入世帯や解散した自治会もあり、それらの世帯も対象となる敬老祝いの方法があるのではないかと考えます。皆さんが納得できるよう、どのように改善されるのかお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

敬老祝いの在り方について、「敬老祝いの対象から除外されている自治会未加入世帯の一部及び自治会解散地区の対象者について町の見解は」のうち、アの「町の発展に貢献された高齢者の労をねぎらい、敬老思想の意識向上、高齢者福祉増進に資する目的から、除外される現行制度は公平・公正の点で疑問に思わざるを得ない」についてであります。ご質問にある敬老祝いについては、敬老行事を行う団体に対して町から交付する敬老会事業費補助金制度のこととしてお答えをさせていただきます。

この補助制度は自治会実行委員会及び認知症対応型共同生活介護事業者が行う敬老会事業に対し、その費用の一部を補助する制度で、本町の住民基本台帳に記載され、交付要綱に定める基準日において70歳以上である方や団体が対象とする地区または敬老会事業の該当者の数に応じて補助金を交付するものであります。

この補助制度の対象となる敬老会事業の実施については、自治会等が実施団体となり行われておりますが、事業を実施する自治会によっては自治会への加入、未加入に関係なく、自治会の地区に居住する70歳以上の方全員を敬老会事業の対象としている団体もありますが、事業実施に関わる自治会の労力や自治会加入者のメリットの観点から対象者を自治会加入者のみとしている団体もあり、事業の実施方法も様々であります。

また、自治会の地区内の人口減少や役員の担い手不足から解散する自治会もあり、敬老会事業が実施できない状況も見受けられるところであり、自治会等が独自で行う敬老会事業については統一した実施方法で行うことが難しい状況であることをご理解願います。

次に、イの「現行制度を続けることによって、自治会未加入対象者であっても自治会によっては対象者として敬老祝いや記念品の配付を行っており、居住地域でも違いがあります。これらの不平等な状況が町民の不満となっておりますが、町長はどのようにお考えですか」についてであります。先ほど申し上げましたとおり、敬老会事業については自治会によって実施方法等が異なる状況であると認識しておりますが、敬老会事業を実施されている自治会は担い手不足や役員に関わる負担の増加など、様々な課題がある中、これまで町の発展のために尽力された高齢者の労をねぎらうため、敬老会事業に取り組まれております。

町といたしましては、自治会活動にご尽力される皆様に敬意を表しながらも、敬老会事業に対する町民の不満があることを踏まえ、各自治会のお考えにもよりますが、地域にとって貴重な存在である高齢者の孤立を防ぐため、敬老会事業を地域の事業として行っていただくことで、自治会未加入者の加入促進に努めていただき、自治会活動につなげていけるようお願いしてまいりたいと考えおります。

次に、ウの「町を挙げて敬老祝いをする制度であります。現実には自治会未加入世帯もあり、それらの世帯も対象となる敬老祝いの方法があるのではないか。町民の皆さんが納得できるよう、どのように改善されますか」についてであります。町が事業主体として行う敬老祝いの制度については、満80歳、88歳、99歳、100歳以上の節目の年齢に到達した高齢者に対して行う長寿祝い金のほか、介護認定を受けていない満88歳、95歳の元気な高齢者に対し商品券等の記念品でお祝いをする元気いきいき高齢者応援事業があり、これらの事業は本町に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている方を対象としてお祝いをさせていただいております。

各自治会等で行う敬老会事業については、近年、新型コロナウイルス感染症の影響で全ての自治会等で敬老祝賀会が開催できず、記念品配付に限定して敬老会事業を実施しており、町を挙げて敬老祝いをする制度と各団体が行う敬老事業と混在する状況となっており、また先ほど申し上げた各自治会における事情等もございますが、事業実施の目的達成のため、他の市町村で実施している敬老事業なども参考にしながら、今後の敬老事業の在り方について、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 町長の答弁の前に全部黙読してしまいました。それで、私が質問していることの答弁と、実は意見が違ふということではなくて、聞いたことに対する答弁をしていないのです。厚岸町とほかの町村等の敬老祝いを参考にしながら厚岸町はどうするのですかという話なのです。財政も違ふし、人口規模も違ふし、対象者の人数も違ふのです。その中でそれぞれの町村が制度をつくって運用しているわけですから、厚岸町がどうするかという話なのです。そういう答弁してもらわないと、僕は単純にこの質問に対して検討しますとか、何とかしますということで15分で終わるのではないかと思っていたのです。こういう答弁されると全く書いた原稿とは違ふ質問になるのですけれども。補助要綱の説明なんてしてもらわなくたっていいのです。見て

いるから。それで、ずっとこれからもやっていくのだとすれば、そういう公平・公正な考えから外れないかということなのです。どんな方法だってあるではないですか。

資料を見ると、自治会に未加入によって除外された人数が5箇所72名なのです。1番多いのは、地区は言いませんけれども、高齢者のいる公住のある世帯、地域とか、そういうところが1番多いのです。そこで72名のうち、団地があるところで除外された人は58名です。恐らく高齢者が多いのではないかと思います。したがって、様々な理由で、自治会に入っていないということで除外された人ではないかと思うのです。その他では72名のうち14名しかいないです。全体として、2箇所の自治会が解散しているわけですから、その2箇所の解散地区で対象者が55名。そうすると全体合わせて130名です。なぜ130名のお祝いを除外しなければならない。そんな理由どこにありますか、だけれども。

そして、ここに書いてあります。自治会によっては役員が少ない、人で不足だ、云々と。どんな方法だってあるではないですか。除外した地区で1番少ないところは2名です。2名をお祝いを届けるのに人手不足で2名のところ届けられないと、そんな話なんかないではありませんか。誰が考えたって。多かったら商品券でも郵送してはどうですか。ですから、お祝いの仕方が何かあるのではないですかと私は質問しているのです。だから、なかったらいいとか。そんな面倒な方法は負担がかかるからできないとか。

僕は1番いい方法は、やはり手前味噌で申し訳ないのですけれども、私のところは全部対象にして、もちろん一人2,500円の費用が出ますから、全員に案内をして、この2年間はコロナで祝賀会はやっていないですけれども、記念品だけ届けていますが、全部対象にして同じように差をつけないでやっています。だって、同じ地域にいて、隣近所にいるのですから。自治会に入っていないというだけで、そういう差別はできない。そういう自治会のところが多いと思います。ですから、ほんの少しあけ、ほんの数箇所だけ対象から外すということですから、これが大多数であれば大変かもしれないかもしれませんが、そういうところが少ないわけですから、何も要綱なんて変えればいいのではないですか、別に。議会にかけるわけでもないです。要綱なんか。

ですから、そういう優しさのない制度だったらだめです。やるならきちんと、やはりそういうところも考えて。だから切り捨てるのではなくて、何とかしてあげるといような、そういう優しい行政でなければ、私はそう思うのです。その点はいかがですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

要綱につきましては、切り捨てるような制度とは考えてはおりませんけれども、様々な制度を踏まえて、最終的には検討させていただきたいという意図でございます。他町村のことにも町長の答弁で触れさせていただきましたが、今後、厚岸町オリジナルとして、どう考えていくのだというところの一つとして他町村の状況も研究していきたいなというところの考えでもございます。

今後、そういう切り捨てるというようなことではなく、今後考えていかなければならないのは自治会未加入者への加入の促進ですとか、逆に未加入者であっても、その方々を自治会とも協議、相談させていただきながら、それを取り入れてもらった敬老会または記念品事業にするですとか、町としても、それらの支援についてもその辺を含めて検討していきたいというように強く思っているところでございます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 そんな形のいいこと言っただけです。自治会加入を促進するって、役場も別にするわけではないのです。自治会自体がするのだけれども、人間感情で絶対入らない人っているのです。あの人とけんかしたとか、何かあったときにこう言われたとか。これは絶対、100%入っている自治会なんて、恐らくないと思います。うちらも、テレビの共聴組合の問題からいろいろごちゃごちゃあって、抜け出した人が五、六人いるのかな、自治会から。そういう人を我々が言ったって入ってくれませんよ。ですから、そういうきれい事の言葉で加入促進を図りながらとか何とかって、課長、それは答弁にならないと思います。補助要綱を変えてください、何も、変えられるではないですか。新年度からやってください。新年度だって、敬老会なんか9月くらいですか。130名に2,500円かけたら幾らになりますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

明言ということではお控えさせていただきたいと思いますが、そのような救う手立ての内容を整理し、検討させていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 もう少しはっきり言おう、はっきり。何も難しいこと質問しているのではないのだから。何百万円も何千万円も補助金をもらわないとできないとか、そんな質問をしているのではないのです。130名に2,500円かけたらなんぼですか。30万円かそんなものですか。30万円か40万円くらいの話でしょう。ですから、補助要綱を変えて、そしてどうしてもやはり自治会に入っていないところがあれば、僕は、だって1番多いところで37名の外れた自治会が1箇所あったと。あと21名、10名、2名、2名です。ですから、1番いいのはそういうところであっても自治会にその2,500円相当のお祝いが出るわけですから。配付の対象者とかにしてももらったら1番いいのです。それでもできないという自治会があれば商品券でも何でもお祝いを送ったっていいではないですか。だから、あまり難しい、回りくどい答弁しないで、検討できないのだったらできないとか、新年度に向けて検討しますとか、そういう答弁してください、本当に。何も難しい質問していません、本当に。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、質問者が言うとおりです。実は、その敬老会、何のためにあるのか。その法的根拠がまず知っていかなければならない、そのように考えます。その根拠といいますのは、老人福祉法第5条1項、特に3項です。後でまた詳しく読んでいただければと思いますが、国及び地方公共団体は老人週間において老人の団体とその他の者によって、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないというような決まりがあるわけでございます。私はこれを根拠にして各自治体は敬老会が行われている、そのように理解をいたしておるわけであります。

そこで、今言われますとおり、未加入者についての扱い方、やはり何と言いましても高齢者に対しての公正・公平、言うとおりなのです。未加入者に当然その権利はあるのです。そういうことを考えますと、やはり私といたしましては、そのことも十分に配慮できる体制をつくる、そのようなことをしなければならない、それが大きな課題だろうと思いますので、今回質問を受けたわけでありましたが、以前にも質問を受けたことがございます。未加入者ではありませんが、敬老会の在り方について、その節にもお答えをしているわけでありましたが、検討、検討ばかりで申し訳ありませんが、私といたしましては、今の未加入者に対しての扱い方、それと敬老会の在り方、改めて厚岸町でどのようにすべきかということについては、佐藤議員の質問のとおりであり、私はそのように理解をさせていただいたところでございます。そういうことで、私としては取り組んでまいりたい、そのように考えます。

そこで、参考にお話しますと、それぞれの、先ほど第1回目のお答えいたしましたのが、各自治会、仮に釧路管内町村の敬老会の在り方等を考えますと、やはり厚岸町が1番行事等を考えますと、やり方、それから助成基準等はすばらしいものがあります。これは自慢してもいいと思います。ただ、それだけで満足しているわけではありませんので、どうかこの点、今質問受けましたことを理解の上で、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 今、町長から答弁いただきました。それで、そういう最後の答弁の中で前向きにということですから、受け取る質問した私としても、現行から前向きな制度に変わるという理解でよろしいですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 期待に応えられる敬老会なり未加入者に対して、自治会等も含めて、在り方について検討いたします。

●議長（堀議員） 以上で、6番、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、7番、杉田議員の一般質問を行います。

7番、杉田議員。

● 7番（杉田議員） 第4回定例会に当たり、次のとおり質問させていただきます。

若干、前置きをお話させていただきたいと思います。

1番、最初に脱酸素社会に向けてでございますが、現在日本はもとより、多くの国々が2050年までのカーボンニュートラル社会の達成を目指しており、当町でも気候変動に対する決議が出されるなど、世界規模で地球温暖化抑止へ動き出していることは誰もが認識しているところであります。これは、私たち自身のためというよりは子どもたちや将来の世代に対する現世代の責務と言えます。町でも既に振興している事業もあり、目的は明確ではありますが、次の段階として当町でできること、すべきこと、町内の各企業や各家庭ができることを一つ一つ具体的に考えて、実際の行動に移していくことが大切であります。そのためには、行動の指標として実際の数値に基づいた認識が必要になると考えます。そこで次のとおり質問いたします。

（1）過去3年間の町内の二酸化炭素排出量及び吸収量の推移について、算出または調査の検討がされているか。

（2）町内の企業または厚岸町役場において脱酸素化に向けた取組は行われているか。また、それに取り組む企業、家庭に対する支援はあるか。

（3）ブルーカーボンについてどのような認識でありますでしょうか。

次に、マイナンバーカードについてでございます。

2016年1月に行政税金に関する事務の効率化などを目的に15歳以上の国民一人一人に個人番号、マイナンバーが割り振られました。マイナンバーカードにつきましては、個人情報に関する安全性の課題などが指摘され、全国的な普及率は40%程度にとどまっております。これまでも各議員からカードに関する質問がなされてきましたが、今年度からまた新たなカードの機能が追加されております。いま一度、カード作成による課題と効果、利便性について確認させていただきたいと思います。

（1）厚岸町内の普及率はどのようになっているのか。

（2）普及率向上に向けた町の取組はどうなっているか。

（3）カードの所持により、どのような利便性があるのか。

（4）今後の課題について。

次に、町管理地、公園、駐車場等の活用、利便性の向上についてであります。町内の公園、駐車場は基本的に無料で利用できることになっておりますが、無料であるがゆえに管理がなおざりになっていないでしょうか。公園や駐車場の活用、衛生面、利便性について考えてみたいと思います。お伺いいたします。

また、町民からの再利用の請願があった旧厚岸保育所の建物は他の保育所建物と同様に解体されましたが、その跡地の利用方法についてお伺いいたします。次のとおり質問いたします。

（1）町内の公園の利用状況についてどのような認識でいるか。

（2）旧厚岸保育所跡地についてどのような利用方法を考えているか。

（3）キャンピングカーなどによる来町者のための有料の給水施設を望洋台やコン

キリエ、子野日公園など、比較的大きな駐車場に設置してはいかがでしょうか。

最後に4番、人工透析についてでございますが、現在、人工透析設備は年間を通して、ほぼ空きのない状態と聞いております。これにより、釧路市などへの他の病院へ通院されている方もいらっしゃると思います。できることなら、町内で安心して家族の負担も少なく利用できることが望ましく、また利用時間帯の選択肢を多くすることも患者さんの普段の生活への影響を最小限にできるものと思います。以下のとおりお伺いいたします。

(1) 過去3年間の透析設備の利用、稼働状況について。

(2) 在宅透析の現況とサポート体制について。

(3) 仕事などで日中の透析が困難な住民のため、深夜間の透析を実施できないでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の脱酸素社会に向けてのうち(1)の「過去3年間の町内の二酸化炭素排出量及び吸収量の推移について、算出または調査の検討がされているか」についてですが、国では脱酸素社会に向けて、温室効果ガスの排出量を2030年に2013年対比46%削減、2050年までに国全体で実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。町としても、今年3月に全国で309番目、北海道で7番目となるゼロカーボンシティを表明しております。

ご質問にある過去3年間の町内の二酸化炭素排出量及び吸収量の推移については、環境省が公表している自治体排出量カルテによると、当町の二酸化炭素排出量は、平成28年度が12万1,000トン、平成29年度が12万4,000トン、平成30年度が11万8,000トンとされておりますが、吸収量については把握できておりません。

次に、(2)の「町内の企業または役場において、脱酸素に向けた取組は行われているか。それに取り組む企業、家庭に対する支援はあるのか」についてですが、脱炭素化に向けて町では厚岸町地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づき、2030年度までに2015年対比26%の二酸化炭素の削減を目標に取り組んでおり、本計画期間の中間目標である2020年までに8.6%の削減目標に対し8.9%の削減を達成しております。

企業や家庭を含めた町全体の取組については、来年度環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金を活用し、厚岸町再生可能エネルギー導入目標策定事業として地球の温室効果ガス排出の将来推計を踏まえ、温室効果ガス排出実質ゼロに向けた排出量及び吸収量の将来推計と社会の状態に必要な技術、施策、事業、行動変容などを明らかにした脱炭素シナリオの作成を進めることを検討しております。

また、この成果として、今後厚岸町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等、循環型社会の形成について検討してまいりたいと考えております。

現在、企業への支援策はありませんが、家庭への支援策としては、平成25年度からは厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励金交付要綱に基づき、1キロワット当たり3万円、15万円を上限に助成しており、これまでに累計40件の奨励金を交付しております。

次に、(3)の「ブルーカーボンについてどのような認識か」についてですが、2009年に国連環境計画報告書において、藻場・浅場等の海洋生態系に取り組みれた炭素がブルーカーボンと命名され、吸収源の新しい選択肢として提示され、ブルーカーボンを貯蔵する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地等が挙げられ、これらはブルーカーボン生態系と呼ばれております。

ブルーカーボン生態系による炭素貯蔵のメカニズムは、大気中の二酸化炭素が光合成によって浅海域に生息するブルーカーボン生態系に取り込まれ、有機物として貯蔵することや枯れたブルーカーボンが堆積して炭素を蓄積します。また、岩礁に生育する昆布やワカメなどの海藻が潮流の影響により外洋に流され、その後、水深が深い中心層に沈み、海藻が分解されながらも長期間中心層などにとどまることによってブルーカーボンとしての炭素が貯蔵されております。さらに湿地は河川から栄養塩が流れ込み、ヨシや塩生植物が茂り、光合成によって二酸化炭素を吸収するだけではなく、枯れた植物が湿地帯にとどまって泥炭となり、ブルーカーボンとしての炭素を貯蔵していきます。厚岸湖湾には、アマモ、スガモの海草藻場や昆布、ワカメの海藻藻場があるほか、別寒辺牛湿原の泥炭もブルーカーボン生態系であると認識しております。

続いて、2点目のマイナンバーカードについてのうち、(1)の「厚岸町内の普及率は」についてですが、10月31日現在では、総人口8,857人に対し、交付者数が2,522人で、普及率は28.5%であります。

次に、(2)の「普及率向上に向けた町の取組は」についてですが、マイナンバーカードの普及率向上に向けた取組の一つは、本年2月から役場庁舎の窓口で申請サポートの取組を実施しております。具体的にはマイナンバーカードの申請で来庁された方について担当職員が申請書類の記入等に関する説明を行い、当該職員が申請者の写真撮影を無償で行い、カードの申請までをサポートしております。

二つ目は、本年5月から平日に役場庁舎へ来庁することができない方を対象に、月に1回から2回、土曜日又は日曜日にマイナンバーカードに関する窓口を開設し、マイナンバーカードの申請事務や交付事務、その他の問い合わせなどについて担当職員が担当しております。

次に、(3)の「カードの所持により、どのような利便性があるのか」についてですが、国が示す利便性の例としては、幾つかありますが、その中から主なものを申し上げます。利便性の一つは、顔写真付きの身分証明書として利用できることです。金融機関での口座開設や行政手続において必要な本人確認の際に、運転免許証などの顔写真付き身分証明書を持たない人は健康保険証などを複数提示しなければなりません。マイナンバーカードは誰でも取得することができるため、免許証の取得年齢に達していない人や免許証を返納した人の身分証明書として利用することができます。

二つ目は、各種の申請などの行政手続がオンラインで可能となることであります。

例として、所得税等の確定申告を自宅などからオンラインで行うことができるほか、市町村によって異なりますが、コンビニエンスストアなどで各種証明書を取得することができるようになっております。

三つ目は、健康保険証として利用できることであります。本年10月20日からマイナンバーカードを健康保険証として利用するを行った人は、対応する医療機関や薬局で利用することができるようになっており、手続なしで限度額を超える自己負担の支払いが不要となるなどの利便性があります。

次に、（４）の今後の課題についてであります。令和３年６月18日に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、国は令和４年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指していますが、10月31日現在の普及率は全国では39.1%と、当町では28.5%と低く、普及率向上が課題となっております。

また、（３）のマイナンバーカードの利便性を上げた行政手続についても、現時点ではオンラインで可能な手続が限定的であるほか、利用想定と環境整備に関わる指標などから、自治体の対応にも差があり、当町においてもオンラインで手続可能な事務が少ないことから、その環境整備が課題と捉えております。

続いて、３点目の町管理地の活用、利便性向上についてのうち、（１）の「町内の公園の利用状況についてどのような認識でいるのか」についてであります。厚岸町が管理する公園は24箇所あり、そのうちパークゴルフ場のある宮園公園、太田農村公園、住の江丘陵公園のほか、小学校、自治会、港町１号公園、梅香町児童公園などについては比較的多くの利用があると認識しております。また、子野日公園については園内散策での利用や桜・牡蠣まつり、牡蠣まつり時には町内外にわたり、多くの利用をいただいております。その他の公園については、利用状況の全ては把握できませんが定期的な草刈りや遊具の点検を行い、利用者が快適に利用できるよう、維持管理に努めております。

次に、（２）の旧厚岸保育所跡地の利用方法についてであります。現在旧厚岸保育所の解体工事を行っておりますが、解体後は碎石敷きで整地し、公共駐車場としてご利用いただくこととしております。

次に、（３）のキャンピングカー等による来町のための有料の給水施設を展望台やコンキリエ、子野日公園等、比較的大きな駐車場に設置してはどうかについてであります。キャンピングカー等で来町される方にとっては給水する場所があると便利だと考えますが、これまでに道の駅厚岸グルメパークや愛冠野営場の利用者から給水施設の設置要望はありません。キャンピングカー等を利用している方は、ガソリンスタンドで給水するケースが多いところであるため、町内のガソリンスタンドに聞き取り調査を行ったところ、７事業所のうち４事業者で年に数回程度キャンピングカー等への給水を行ったことがあるとのことであります。

また、道の駅厚岸グルメパークでは、年に１回程度、給水に関する相談があり、社員立ち会いのもと、水を提供しているとのことであります。

このため、現段階においては、町内のガソリンスタンドや道の駅において給水ができており、需要も少ないことに加え設置要望もないことから、有料の給水施設の設置

は考えておりません。

続いて、４点目の人工透析についてのうち、（１）の「過去３年間の透析設備の利用状況について」であります。町立厚岸病院における人工透析は、ベッド数が16床で、１日最大透析可能人数が32人となっております。利用状況としては、令和元年４月時点での患者数は35人、令和２年４月時点の患者数は34人、令和３年12月現在の患者数は32人となっており、現時点において町立厚岸病院の人工透析を希望している方で待機となっている方はおりません。

次に、（２）の「在宅透析の現況とサポート体制について」であります。在宅透析は自宅で自己管理のもと行う腹膜透析があり、町内で３人の方が腹膜透析を行っております。この腹膜透析は主治医の診断に基づきますが、自身の腹膜を透析膜として透析液を注入し、５時間ほど貯留させ排出させる行為を毎日３回から５回行うことで、通院頻度を月に１回から２回程度に抑えることができ、体への負担も医療機関で行う血液透析に比べ、少なくなるものであります。

また、サポート体制のうち、経済的なサポートについては更生医療という医療費の給付制度があり、原則１割が自己負担となっておりますが、所得に応じた上限月額が定められているほか、通院に関わる交通費補助制度について、北海道では所得等の一定要件を満たす方に対し、じん臓機能障害者通院交通費補助金交付要綱に基づき、月額8,400円を超える金額を対象に、町では厚岸町じん臓機能障害者通院交通費助成規則に基づき、自宅から医療機関までの経路が10キロメートル以上の距離に対して、月額8,400円以下の金額を助成し、経済的負担の軽減を図っております。

人的なサポートについては、医師の指示に基づいて行う訪問介護があり、介護士が居宅で療養上の管理や世話をを行うことが可能となっております。

次に、（３）の「仕事などで日中の透析が困難な住民のため、深夜間の透析を実施できないか」についてであります。人工透析を行うためには人工透析を診断できる医師のほか、看護師と臨床工学技士を確保することが必要であり、町立厚岸病院では常勤医師２名のほか、短期の支援医師を確保し、人工透析を行っております。

ご質問にある深夜間での人工透析の実施については、医療従事者の確保ができないため、常設しての定期的実施は困難であります。患者の状況や仕事などの都合により定期的透析日に実施できない場合においては、透析日を移動させるなど一定の条件がありますが、柔軟に対応しているところであり、また診療時間外に人工透析が必要と診断された患者については、診療時間に関係なく人工透析を行っているところでもあります。

以上でございます。

- 議長（堀議員） 杉田議員の一般質問再質問以降については、昼食休憩後といたします。残時間は35分です。

昼食のため、休憩します。再開を午後１時といたします。

午前11時58分休憩

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

7 番杉田議員の一般質問再質問より再開いたします。

7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

初めに、脱炭素社会に向けてから、再度お伺いしてまいります。

初めに、カーボンニュートラルというものについて、ちょっと確認しておきたいのですけれども、実質、排出ガス、温暖化、温室化ガス、温室効果ガス排出ゼロということなのですけれども、実質ゼロという表現について、ちょっと確認のためにご説明いただきたいと思います。カーボンニュートラルについて。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） お答えいたします。

このカーボンニュートラル、実質ゼロという部分ですが、二酸化炭素のCO₂の排出だけではなく、吸収を含めてゼロにしようという考えでございます。

●議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

となりますと、ご答弁の中で排出量は国の調査で、環境省の公表している調査で分かっているけれども、吸収量が把握できておりませんというご答弁でした。これはどのようにされるのでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 吸収源としましては、一般的に森林と言われているグリーンカーボン、それから厚岸町でいけば太陽光等がございますが、太陽光はグリーンカーボンではございませんが、吸収源としては。それ以外に、3 番目にありますブルーカーボンというのが今出てきております。COP26の中でも、このブルーカーボンを吸収源として取り入れようと。また、国では国交省のほうでこれも取り入れようということで、その数値が来年の3 月頃出るとというのが報道でも出ておりました。この辺も含めながら、吸収源を来年度策定しようとしている計画の中に盛り込んでいこうという考えでございます。

●議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

排出量が分からないとカーボンニュートラルも何もあったものではない話になりますので、ぜひその調査、算出に関しては行っていただきたいと思います。

その調査というのは、国のほうでされるのでしょうか。それとも町独自に何がしか算出、今課長おっしゃったようなものを、もちろん概算ということになると思うのですけれども、今ゼロになりました、今プラスなんぼですという話ではなくて、年間を通して大体ゼロになっているねということだろうかと思うのですけれども、それはどのくらいのスパンで調査されるのでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） グリーンカーボン、森林等につきましては、森林面積と、それにCO₂の係数ありますので、そんなに難しくなく出せると思いますが、ただブルーカーボンにつきましては、海藻、海草等のまず面積がしっかりしていないということと、あと湿原についてもグリーンカーボンとブルーカーボンに分けるのであれば、遠征湿地がブルーカーボン、それ以外がグリーンカーボンと言われている部分があります。こちら辺がなかなか専門的な知識が必要であるということでございます。これにつきましても、厚岸町には北大の実験場がございます。その仲岡先生のほうにこれを連携をして、協力していただけないかということで、今お願いをしているところでございます。これについても協力していただけるということでございますので、その中で厚岸町の吸収源としてのブルーカーボンの数字が出てくるところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

その次の（２）の関係しますけれども、企業に対しての支援というものは今のところないということなのですけれども、やはり厚岸町には、建設業の方ですとか漁業されている方で二酸化炭素排出減となるであろうものをもって産業に携わられている方が大変多くいらっしゃいます。その方々が、やはり少しでも削減に取り組もうと言われた場合に、町なり公の支援といったものがあつたほうがより進めやすいと思いますし、より円滑に進めていただけるのかなと思います。その辺のご検討はいただけるのでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 町長の答弁にもございましたとおり、来年度環境省の補助金を使いまして、再生エネルギーの導入また省エネルギーの促進等、何が補助金として使えるかという部分が、今いろいろな補助金、助成金が出ております。その中で、各課連携しながら、来年度その成果をもって厚岸町地球温暖化対策実行計画区域施策編という、この企業や家庭を含めた計画をつくる中で明確にしていきたいとい

う思いで進めているところでございます。

●議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

●杉田議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ブルーカーボンについてでございますけれども、先ほど南谷議員の質疑の中で、豊かな海づくり大会というものもございました。それも関係して、町長のご答弁の中で、漁業、海をやはり産業の中で使うだけでなくて海を育てる、それこそ海づくりという意味ではブルーカーボンにもやはり目を向けていただきたいと思います。

例えば、全体の炭素排出量を100とした場合、森林に吸収されるのがおおよそ20%あると。海面、海水、湖水、湖沼、海、沼、川に吸収されるのが大体25%。それ以外の55%が大気中に放出されるというような話だそうでございます。その海水面に吸収される二酸化炭素のうちのおおよそ10%がブルーカーボンですとか、あるいは地中に吸収固定されるというような話だそうでございます。私もちょっと詳しくは分からないのですが、やはり、その全体の10%近くをブルーカーボンが吸収するというところでございますから、決して小さくない数字です。それを、一次産業、酪農家もありますけれども、漁業の産業を主体としている厚岸町としては、やはりそこに目を向けなければいけないのではないのかなと思いますので、ぜひブルーカーボンの、これは自然任せのアマモですとかの草類、あるいは海藻のほうの昆布ですとかワカメ、ブルーカーボン生態系というものが自然任せのものなのか、あるいは人口的にそういう整備ができるものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） このブルーカーボンにつきましては、グリーンカーボンよりも効果があるのではないかなというような説もございます。この辺もやはりきちんと数値が出てこない、吸収源の係数等もまだ出ておりませんので、可能性がかなり大かなと思います。

それから、自然なのかという話なのですが、厚岸町にとりましては、全国にも類をみさないアマモ、スガモ等の海草藻場、それから昆布、ワカメの海藻藻場等多々あります。また、湿原も別寒辺牛湿原という広大な湿原がございます。これは可能性がかなりあるのではないかなと思っております。今ある自然を守るという、保全を守るという意味では、このブルーカーボンがどのくらい二酸化炭素を吸収しているかという部分がかなり今後の環境保全、また厚岸町にとっても可能性があるものであると認識はしているところでございます。

●議長（堀議員） 7 番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。その辺に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

私の仮定といいますか、仮想なのですけれども、将来的に国内でも地域間においてもカーボンクレジットという形で、厚岸町優位な立場にあらうかと思います。この自然、ブルーカーボンにしてもグリーンカーボンにしても大変広範囲にわたって吸収量、固定量に関して言えば、厚岸町大変優位な町かと思いますので、その辺もちょっと意識して進めていただきたいなと思います。ちょっと一言いただければ。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 国のほうでは既に今進めております森林環境譲与税以外に炭素税、または今杉田議員言われたカーボンオフセットという部分での環境省のほうには考えがあるとは聞いております。これにつきましても、やはり都会ではゼロにするのはなかなか難しいと。地方でこういう厚岸町みたいな森林の豊かなところから、この炭素の部分の排出圏、いわゆる先に言ったカーボンオフセットの売買も環境省のほうでは考えているということも聞いているところでございます。この辺の動向につきましても、まだはっきりはしておりませんので、それらも意識しながら今後進めていきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。1番に関しては、よろしくお願いいたします。

2番目のマイナンバーカードについてでございますが、これ既に厚岸町、民間の田中医院も含めて保険証としての機能は利用できるということになっていますでしょうか。確認になりますけれども。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 病院や薬局でのマイナンバーカードの保険証利用につきましては、今現在確認しているところで、町内では町立病院のほか、1歯科医院が利用でき、合計二つの医院で利用できると。そのほかのところにつきましても、確認している部分では導入に向けて準備を進めているところもあるということは伺っております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ぜひ進めていただきたいと思います。課題として、個人情報ですとか金融機関との関連付けから課題が持たれているところがあるかと思うのですが、例えば金融機関の金融口座との関連付けについては、新規の口座を設定して、そのマイナンバーカードと関連付けすることができるのでしょうか。恐らく皆さんが懸念されているのは、例えば給料口座ですとか、あるいはいろいろな私的に使われている口座をマイナンバーカードと関連付けると、それがいろいろとハッキングというのですか、そう

いったものから出かねないのではないのという心配があって、その辺の懸念があると思うのですけれども、新規の丸々ゼロの、残高ゼロのものを口座開設して、それ設定できるのでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今、マイナポイントということで国が示している部分につきましては、詳細はまだ出てきておりませんので、どの時点で作成した口座、既に持っている口座なのか、新規口座なのかというところの紐付けに関して、何ら出てきていない状況になっております。ですので、ちょっとお答えしかねるのですけれども。

それと、個人情報の関係でございますが、マイナンバーカード自体にはマイナンバーカードに記載されている事項、マイナンバーと氏名、住所、生年月日、性別、この記載されている事項しかカード自体には記録されておられません。それぞれの方がお持ちの個人情報、年金ですとか口座ですとか税の関係ですとか、それはそれぞれの機関において管理されておまして、これを一括集中管理するといったものではございませんので、そこからずるずると芋づる式に個人情報が漏えいするといったような心配はないということで国のほうは示しております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

例えば年金ですとか、それぞれに五つくらい暗証番号が設定しなければならない、ある意味面倒くさいカードではあるのですけれども、それだけ安全性には配慮されたものだと思いますので、私個人的にはさほど問題を感じていないので、国の動きとして普及を進めている、令和4年度までに全国に普及したいという要望でもありまして。また、いろいろと近年、給付金ですとかの面でもやはりそういった口座が新規にあれば、国としても動きやすいのだと思うのです。今回の10万円の給付金、あれですとかもわざわざクーポンにする必要もなく10万円ぽんとその口座に設定すればいいような話だと思うので、私はマイナンバーカードの利便性というものをもう少し、もっと普及して、利便性を高めていただきたいなと私は思っているところでございまして、町としてもまだ30%弱、28%でしたか、普及を進めていただければと思います。

マイナンバーカードについては、今課長おっしゃられたように、まだ不確かなところが多いかと思いますので、また改めて追加していく機能を出るごとにご案内いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3番目の町管理地の活用、利便性向上についてでございます。大きな子野日公園ですとか望洋台の駐車場ですとかに関してというよりは、私がちょっとお尋ねしたいのは、ちょっとここ使われているのかなという公園が何箇所かあるかと思います。そういった小規模な公園の維持管理費というのは大体どれくらいかかっているのかなと、ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいまご質問ありました公園の管理に関する年間の費用でありますが、今年度の当初予算で2,174万7,000円といった費用を計上させていただいております。

今申し上げた金額、管理費のほかに公園の整備の事業費1,442万1,000円と備品購入200万円も含まれた金額ということで、実質それを差し引いた金額になってございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

私が何を申し上げたいのかというと、すみません、ちょっと言い方が乱暴かもしれないのですが、あまり使用頻度の少ない公園は閉鎖してしまったほうがいいのではないかと僕は思っております。例えば、遊具の安全管理ですとか、柵の周りの囲いの維持管理とかを考えますと、ほとんど年間何人も入ったの見たことないなというような公園が何箇所かあります。そういった人口何人に対してこれだけの公園が必要だよというのもあると思うのですけれども、あまりにも使われてなく、かといって雑草はきれいに整備されているのだけれども使われていないという公園が見かけられるものですから、その辺のご検討というのはされているのでしょうか。この公園に関して。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいまのご質問ですが、ご質問者おっしゃられるように、なかなか使われていないのではないだろうかという公園も確かに見受けられるのですけれども、公園の設置に関しましては、厚岸町都市公園条例の中で都市計画法に基づいた中で設置をさせていただいている公園と、そのほかに都市計画法に基づかない公園というのも厚岸町の公園条例の中で設定させていただいておるところなのですけれども、その中でやはり人口であったり、その地域に必ず一つ所定以上の大きさの公園を設けましょうという、そういう決まりの中で設置している公園ということでまずはお理解いただきたいのですけれども、ただそうは言っても人口減少であったりとか、そういった部分も今後は加味しながら、公園の在り方ということは検討していく時期は来るのかなと思っております。その中で、現在も行っている管理も含め、さらには町民の期待に応えられるような公園の整備というものは考えていかなければならないとは考えております。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

安全面と衛生面を鑑みていただいて、ぜひご検討といいますか、閉鎖しなければだめだと言っているのではなくて、その辺も加味してご検討いただければと思います。

次は、厚岸保育所跡地なのですけれども、ずばり駐車場にされるということなのですけれども、何とかならないのかなと思っております。と言いますのは、元々厚岸町役場があったり、あるいは厚岸小学校、ここにいる皆さんで厚岸小学校を卒業された方であれば、恐らく古い木造の校舎に通われた方もいらっしゃると思います。あそこの元の、私は桜も含めて緑豊かな雰囲気にはできないのかなと僕は思っているのです。もちろん、福祉センターで何か大きなイベントがあると駐車場が不足するのだよなというのは分かるのですが、旧給食センターのところを使いながら、本町側でいえば、あそこ僕中心地だと思っています。中心地と言って差し支えないと思っていますので、ぜひ町の中に緑豊かな一画があってもいいのではないかと考えています。駐車場の必要性も理解できるのですけれども、過去の歴史も踏まえて、ぜひ再考、ご一考いただけないかなと思っております。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 答えいたします。

まず、今、この厚岸保育所でございますが、行政財産ということで目的があって行政財産ですが、この後解体になりますと普通財産ということで、総合政策課の管理いたします。先ほど、杉田議員からも昔のお話、私も厚岸小学校卒業ということもありますが、今現在、この解体した後は1回目の答弁のとおり公共駐車場ということで、福祉センターでの大きなイベント等、もしくは学校行事なんかでもイベントがあればそこを活用すると。確かに目の前の給食センターの駐車場もありますが、目の前を渡るよりは、こちらのほうの駐車場を使っていたいて学校に行ってくださいというのが1番なのかなと思います。そういった中では、今のところは駐車場として使わせていただくというのが今の現状でございます。そういった中では、今の議員のおっしゃることも含めてではありますが、将来的にそういうことがもし可能となるのであれば、いろいろな財源問題だとか要望だとか、いろいろなことがあるとは思いますが、そこは今現在、駐車場として活用させていただきたいということで思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

三浦課長のそのお言葉を信じてお待ちしたいと。砂利敷きということですので、いづれそういった気運があればぜひ緑豊かな一画もつくっていただきたいなと思っています。私の所属する桜の木保存会としても、ぜひ協力はさせていただきたいと思っていますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。考えてみていただきたいのですけれども、あの一画が駐車場で何も無い、前のほうには木はありますけれども、駐車場ですというのがちょっと僕寂しいなという思いがありますので、ぜひ将来的にで

もご検討、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。福祉センターからすぐ脇の道路のあの通り、本当に小学校に通った通りかと思ひますので、そこをちょっと思い返していただきたいなと思ひています。よろしくお願ひいたします。

三つ目の有料給水施設、これ私自身が、申し上げて差し支えないと思ひますけれども、子野日公園でたまたまちよつと休憩していたら、管理棟の方々とちよつと話ながら雑談していたら、たまたま旅行者の方がお一人見えて、水いただけないかと、管理棟のところにある水を。だめですというわけにはいかないですから、おかしくない対応をされていたのですけれども、需要がないというよりも、ないから需要がないだけであつて、キャンピングカーで来られている方は必要としているのではないのかなと私は認識しています。そのお一人の方、キャンピングカーがぐつと子野日公園の中にまで入ってきた後に、二、三台続けて来られたのです。キャンピングカーが。何十リットル入れていったのか知りませんが、給水されていきました。そういったものを私も目の当たりにしているものですから、こういった提案といいますか、申し上げているのですけれども。

例えば、温泉施設なんかですと、温泉を何リットル幾らって売っているようなところもあろうかと思ひます。大きなキャンピングカーになりますと、例えば100リットル、200リットル入るようなタンクを備えたキャンピングカーもあるそうです。シャワーですとか炊事に使われているのだと思うのですけれども。そのガソリンスタンドのお話にしても、給水施設があれば使いたいのだよという旅行者の希望はあるのではないかなと私は見ているのですけれども、改めてちよつと一言いただければと思ひます。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

町長の1回目の答弁にもあつたとおり、キャンピングカー所有されている方というのは、そういう方はガソリンスタンドで水が給水してもらえるとといったようなお話はあるようです。実は聞き取り調査も行つておりまして、有料か無料かというのもちよつとお聞きさせていただきました。その中で、実は無料で灯油タンク一つ程度、約18リットルか20リットルくらいかなと思ひますが、提供していると。それについては、ガソリンも入れていただけるといふのもあるので、そういうことをしているのかなと思ひます。果たして、子野日公園の話になりましたけれども、有料で給水すると、そういう施設をつくるとなると、また無料で水をいただけるガソリンスタンド、恐らく有料となればガソリンスタンドのほうを選ぶのではないのかなと。気持ちとして設置したほうがいいのではないといふのはあるかと思ひますが、こういったことから今のところ設置については考えていないといふところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

ガソリンスタンドも嫌ですとは言えないので入れてあげているのだと思うのですが、水道料金値上がりしつつ、例えば10リットルでも町外の方にただであげるのだよという町の全体の町民の皆さんの意識でいいのだという話であればいいと思うのです。であれば、来町、旅、旅行者の方も気兼ねなくガソリンスタンドでただで入れていけばいいと思うのですが、その辺のちょっと認識を、例えば望洋台のトイレにしても、子野日公園のトイレにしても、ただで、1リットルや2リットルなら僕もいいのかと思いますけれども、10リットル、20リットルほしい、ひいては100リットルも入れられるようなタンクをただでいいのですという話にはならないと思うので。かといって、課長おっしゃるとおり、その給水設備を設置する費用を考えると、ちょっと割に合わないのかなという面も分かるのですけれども、ぜひその辺をご検討といいますか、考慮、今後、例えばコンキリエのところに100リットルくらいを想定して給水施設を整備するとか、あるいは使用頻度が高いであろう望洋台のところに設置するとか、そういったものも今後検討といいますか、考慮していただきたいなと思います。ガソリンスタンドはただで入れてくれるのだという認識で来られるのもちょっとどうかと思います。もう一度ご答弁いただければと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ガソリンスタンドの無料という話は、今厚岸町内で聞いたガソリンスタンドの話であって、全国的にいうと有料のところもあるかもしれません。それはご理解いただきたいと思います。また、望洋台などというお話もあったと思うのですが、管理上、外に付けなければならないというのがありますので、冬にキャンピングカーに乗ってくる方も最近はいらっしゃるのですが、そういう部分を考えると凍結等も管理も大変だということもあります。町長の答弁にもありましたとおり、現段階で杉田議員は聞いていたかもしれないですが、味覚ターミナルですとか、あと野営場のほう、こちらのほうではちょっとそういう声をお聞きしていなかったものですから、そういった声が多く、もう本当に多くなって給水がどうもならないと、追いつかないというような状況になりましたら、そういうものも考えていければと思いますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

ご検討といいますか、今後考慮しつつ、ご検討いただきたいと思います。

最後に人工透析でございますが、今ご答弁いただいたことで、町立病院の対応というものが何となく理解できました。現状、人数的にはぎりぎりの状態でうまく回しているのだと思います。患者の要望にも柔軟にに応じていただいているというご答弁なものですから、病院規模を考えますと、なかなか難しいところもあるかと思いますが、改めて、今後とも柔軟な対応をもって患者の選択肢が増えるような医療体制といいますか、その透析の設備の利用の体制とい

ったものを柔軟に対応していただきたいと思います。一言だけいただければ。

●議長（堀議員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 人工透析の状況でございますけれども、町長の答弁にございましたとおり、今は比較的、ある程度余裕をもった中での対応をさせてもらっております。ただ、そういった中で、今保健福祉課のほうで抑えております厚岸町民の方で人工透析されている方の全部の状況というのをおさえておりまして、そこを見ますと当院の活用されている方だけですか、あと当院と釧路の病院をやられている方とか、いろいろいらっしゃいます。そういった中で、その内当院だけにという方もいらっしゃると思いますので、そのときは病院と病院の間の連携をもって対応させていただくということは、今までどおり、今後も同じような対応をさせていただきたいなと思っています。

●議長（堀議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

次に、11番、中川議員の一般質問を行います。

11番、中川議員。

●中川議員 私は第4回定例会に当たりまして、通告しておりました2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目として避難対策についてであります。御供山津波避難階段が急なために、上部まで登り切れないといった声が地域住民から多数寄せられておりまして、このことから階段の途中で雨風をしのげるような一時的な避難スペース、例えばプレハブなどを設置することができないかであります。

それから、2点目としては防犯カメラの設置についてであります。近年、凶悪事件が発生した際に、防犯カメラが事件解決に重要な役割を果たすケースが増えてきております。当町、厚岸におきまして、こうした事件、事故が起きたときに、速やかに処理することができるようにするために防犯カメラを設置することができないかであります。

よろしく願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 11番、中川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の避難対策について、「御供山津波避難階段が急なため、上部まで登り切れないといった声が地域住民から多数寄せられている。会談の途中で雨風をしのげるような一時的な避難スペース、例えばプレハブなどを設置することができないか」についてであります。お供山津波避難階段については、津波災害時に主に松葉地区、若竹地区、奔渡地区の住民の避難利用を想定しているもので、お供山の頂上付近に位置する指定緊急避難場所、お供山避難広場及びお供山展望台までの避難経路として位置

づけられております。この避難階段は、子どもや高齢者などの要配慮者が早期に安全かつ容易に昇降できるよう、比較的緩やかな勾配としているほか、避難者の滞留を避けるため、二人並んでも通行可能となる幅員を設け、後から来る避難者が追い抜くことも可能な構造となっておりますが、実際の津波災害時には指定緊急避難場所を目指す避難者により、階段内が混雑することも想定されます。

このため、ご質問にある避難階段の途中にプレハブなどの一時的な避難スペースを設置することは、避難者がそこに滞留し、後から来る避難者の迅速な避難行動を妨げることになりかねないため、階段途中への避難スペースの設置は考えておりません。

高齢者などが避難場所となる頂上付近まで一気に登り切ることとは大変なことであると思いますが、まずは津波から大切な命を守るため、可能な限り、より早く高いところへ避難していただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

続いて、2点目の防犯カメラの設置について、「近年凶悪事件が発生した際、防犯カメラが事件解決に重要な役割を果たすケースが増えてきている。厚岸町においても事故、事件が起きたとき、速やかに処理することができるよう、防犯カメラを設置することができないか」についてであります。防犯カメラは多数の映像をリアルタイムで撮影、記録できるため、犯罪の未然防止や事故、事件の速やかな解決への効果が期待できると考えられる一方で、不特定多数の人を撮影するため、個人情報保護やプライバシー保護の観点と対峙するという課題を抱えており、設置に当たっては設置目的、撮影範囲、適正な管理運用の体制など、慎重かつ十分な検討が必要とされております。

また、公共の場所に防犯カメラを設置する場合は、住民の権利利益を保護するため、条例やガイドラインなどにより、適正な管理と利用についての基準等を定める必要があるほか、地域住民との十分な協議が必要と考えます。

現在、当町では防犯カメラの設置に関する住民要望もないため、現段階では町での設置については考えておりませんが、町民が安全で安心して生活ができるよう、今後の課題として検討していくとともに、これまでと同様、地域や警察、関係機関などと連携を密にし、速やかな情報提供やパトロールによる取組により、犯罪を未然に防止し、町民が安心して暮らせることができる町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 ただいま、町長から私の質問にお答えをいただいたのですが、ここに比較的緩やかな勾配としているほか云々とあるのですが、緩やかだったら私こんな質問しません。課長、そうでしょう。急だから、登り切れないのだから、今町長も言っています。後から来た人、後からあれるからどうのこうのと言っていますけれども、それは私分かります。そうしたら、ここに敢えて言いますけれども、子どもや老人が、高齢者が登り切れないような、緩やかな階段ですか。ここに、その高さ、上まで上がっていくのに65メートルあるのですよね。1番上まで。そして、この津波の予想、高さ、これは5メートルから10メートルだと言われていていますよね。そう

したら、せっかくつくったから、こんな高さなんていらないと言ったらお叱り受けるのだけれども、年寄りがこれなら登っていけないのです。もう、すごいのです。皆さんの声、届いているかどうか知りませんが、今、コロナ禍の時代で、不幸なんかあったら、今日も新聞に出ていますけれども、3時から5時まで玄関先でお待ちください、そしてお通夜は6時から始まりますと、よく今コロナ禍で、私も近所のあれで行くと、私普通にお参りするのです。マスクしても、やはり、私のことが分かるのです。お通夜終わってちょっとしたら、すごいこの津波の階段なのです。どうしてくれるのということなのです。だから、私もしばらく質問していなかったでしょう。だけれども、皆さんが、私もそう思うのだと、そしてあの近所の人方、つくっている最中から、おいおい中川さん、あの階段、議員13人いるけれども、何人登れるのだろうか、それ俺らに登れってかということなのです。はいはい、今度、随分私質問していないのだけれども、質問して、理事者の考え方聞いてみますからということで、立ち上がったというか、質問するに至ったのです。

それで、今町長からもありましたけれども、階段で3億1,000万円もかかっているのですよね。それで、上の広場含めたら4億3,000万円かかっているのです。そして年寄りが登れなかったら、これどういうことなのですか。そうしたら、近くにいる、100メートル範囲にいる町民、年寄り、どうやって逃げればいいのか。だから、私が言うように、プレハブのようなものでも、5メートルから10メートルの津波の高さなので、それ以上来たら困るのだけれども、そこで年寄りが登れなかったらここで休んで、ここにカーブも緩やかにつくっていますからって、二人、三人が一緒に登っていけるように緩やかな階段、幅の広い階段付けていますから、そうしたら若い人、どんどん行ってくればいいでしょう。そして歩けない人、やはり、命、根性汚いから、私からはじめ、そうしたら、そこまで行って、ここまで来たら命、津波来ないから、ここにいれば助かるのだなと思ったらそこにいればいいし、若い人はどんどん上がってくればいい。私はそういう考えで、こういう今プレハブのようなものでも、雨風にしのぐようなものをそこにつくっていただきたいと。それでなかったらそばにいる100メートル範囲の人方、どこへ行ってどうすればいいの。皆さん、あれだね、うちの近辺には、松葉町の集会所、裏山、それから奔渡、組合の向かいのきらく、あそこが奔渡自治会の集会所になっていますよね。ちょうど私が総産の委員長のときに奔渡自治会から要望がありまして、あそこに、もし下にいてだめだったら上に上がって避難できるように、委員の皆さんと行政の協力であそこ高くしてもらいましたよね。だから、そこから松葉の方に行かないとだめですよ。せっかく100メートル目の前に4億3,000万円かけた避難場所が、それを今度町がどういう指導してくれるのですか。そっちに行ってください。そうしたらこの避難場所どうなのですか、一体。私の言っていること、分かるでしょう。私も、お通夜でも何でも皆さんに言われて、はい分かりましたではないのだけれども、そうですよねって。皆さん、近所の人、すごい急だなと言って。

だから、前にも議論したように、土地をもっとほしかったのだけれども、持ち主が売らないと言うからあのようになったのですと、あなたの先輩の危機対策室長がそう議会で報告して、今のようになったのです。だから、もっとこの避難階段を有効にす

るには、4億なんぼもかけたのだから、ちょっと年寄りの、町長のこの答弁のように、子どもやら老人が上がるように、もっと町民に優しい避難場所であってほしいと思うのですけれども、いかがですか。私ばかり言っているから、今度答弁いただきます。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 議員おっしゃいますとおり、上まで休まずに登るということは体の不自由な方ですとかご高齢の方ですとか、これは1回目の答弁にもありましたとおり大変だとは思いますが。浸水想定もこの地域、5メートルから10メートルということでの色分けで区分されておりますが、この浸水想定というものもこれ以上絶対来ないというものでもございません。ですから、津波の避難に関しては広く言えることではありますが、少しでも高いところへ、少しでも急いで、より高く、より早くといったところで避難をお願いしたいとは思っております。

そこで、階段の勾配についてですけれども、急だということでのお話ではありますが、20%の勾配、2メートル行って1メートル上がるというような、いろいろなそういったご高齢の方だとか、そういった部分にも配慮した横断歩道橋、これの基準に基づきまして、こういった勾配を設定して、できるだけ登りやすい、勾配に設計して施工しておりますので、ここはご理解いただいて、できるだけ可能な限り、まずは急いで高くまで登っていただいて、その後は上のほうに少しずつでもより高いところに目指していただくように避難をお願いしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

途中、避難場所というのは、一時的な避難場所というのは1回目の答弁にもありますとおり、そこに滞留してしまうと、本当に後から来る避難者の避難を妨げるものになってしまいますし、現状のあの勾配にそれなりの広さのものをつくるということも、なかなか現場的にもその現状的にも困難な部分もあります。そういったことで、この現状での避難階段において、少しでも上に避難していただいた上で、避難した際には降りれる状況になるまで、どのくらいの時間がかかるかということも分かりません。そういったことも踏まえて、テントやストーブ、毛布等も上のほうに備えておりますので、そういった物も活用することも想定しまして、少しずつでも結構ですから上のほうに目指していただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 その前に、課長、私マスクしているけれども、言っている意味分かるね、話聞こえるね。マスク外させてくださいと言ったら、議運でだめだと言うから、マスクしたままでいるのですけれども、もし聞こえなかったら言ってください。

ご理解といっても、俺、ご理解できないわ、このことは。上は、上がってしまったら、今あなたの言うようにストーブでも何でもこれからやりますと言ったって、上がるまでが大変なのだもの、だって。私が言っている意味分かるでしょう。そうした

ら、何回も言うけれども、100メートル四方にいる老人、どうやって行くの、そして。それまで指導して。私に答弁して。目の前にあるのに、そこに上がれないのだから。これ、どうなるの。だから、私はプレハブのようなもので、雨風をしのぐと言っていますけれども、これあれですよ、私の書き方悪いかもしれないけれども、一つではないのです。あのカーブで置けるものだけ置いてもらうのさ。私の書き方悪いかもしれないから、一つだと思わないで、カーブに、そして後から来た若い人には上がってもらって。だから、あそこばかりではないのだから。ここは奔渡のきらくと松葉にもあるし、だからそんなに押し寄せないと思うのですけれども。やはり近所の、さっき町長が言った若竹、松葉、奔渡、だから奔渡は奔渡で、さっきも言うけれども、私が委員長のとときに委員の皆さんと町の協力であそこ避難場所を高くしてもらったのです。だから、奔渡は奔渡の人でいるかもしれないけれども、そんなにあれですけれども。私言っているのは一つのプレハブでないのだよ。やはり、これだけ4億3,000万円もかけた避難階段なのだから有効に、ああというようなものをつくってやってください。それでなかったら、この避難階段、何も意味ないのではないですか。

この前、報告しました総産で視察行った、これは階段とは違いますけれども、すごく優しいものをつくっていますよ、ほかは。皆さん読んだかもしれないけれども。車椅子で上れるようにちゃんとつくっているのです。車椅子でなくて、これをもっと有効に使ったらどうですかと言うのです。だから、そのためには要するにお金だけあれば、あれで4億3,000万円もかけているわけですから、もうちょっとお金かけて、プレハブのようなものをつくっていけば立派な、それには金もかかるでしょうけれども、せっかくのこれ施設なのです。

そして、これ話が前後しますけれども、若竹の消防、今消防なくなりましたけれども、消防の付近のお年寄りが私に、ちょっと中川さん、話聞いてもらいたいことがあるのですけれども、と私連絡ありまして、はい、私で分かることでしたらねと言って行きました。そうしたら、10人くらいのおばあちゃんばかり、私が仕事でウニやら昆布で使ってくれた人方が中心でいるのです。どうしましたと言ったら、私たちそんなに遠くまで、今津波、津波と騒いでいるけれども、避難できないのよと。そして、この消防の2階ならちょうどいいので、避難場所に開設というか使わせてもらえませんかと言うから、これはちょっと私、無理だと思うよって、東日本大震災のときにも消防車が巡回して車庫に水ついて、もう高い山に逃げたのですって。だから、無理だと思うけれども、一応、消防本部に行って、話聞いてみてあげるからと言ったら、もちろん、そのとおりでだめでした。消防も。私の考えと同じで。その代わり、今あそこにつくっていますから、ちょっと期待してくださいと言って、それで話は終わったのです。そうしたら、出来上がったら、今私がこうやって質問している高さなのです。

だから、もう少し町民に優しいことをできませんか。くどいことばかり言っていますけれども。だけれども、ご理解いただきたいって、命に関わることなのだから。ご理解できないよ、本当に。私、何かで報告するから、皆さんに。今、選挙まで時間あるけれども、マイクで私こうやったけれどもだめでしたって、議会だよりも出しますけれども。そうやって言わないと、皆さんの命かかっているわけです。私いつも声

小さいのだけれども、これだけは私、声大にして本当に叫びたいし、町民にも本当に、松葉、若竹、奔渡の、町長の答弁書にも書いてあるように、皆さんに私訴えますよ。これだけ私、協力できないわ、これなら。だから、急でなくてもあれだから、もっと皆さんに分かるように、私の小さい声が皆さんに届いたと思うのですけれども。今、ご理解くださいと言ったって、ご理解しないもの。だから、もっと考えて、まだ私だって、あと、再来年でしょう、選挙。それまで津波が待っていればいいけれども、副町長、津波は待っていませんけれども。だからもうちょっと考えて。私だって町民の皆さんの声を小さい声で叫んでいるのですから、何かご理解くださいと言ったって、私はご理解できないから、ちょっと考えて。皆さんの命に関わることなのどもの。だから、その辺で、よろしくお願いします。

それから、二つ目なのです。二つ目の防犯カメラなのです、町長。町長も記憶あると思うのですけれども、私、これ2回目なのです。記憶あると思うのですけれども。1回目は、ぱっと必要ありませんと、こうやられたのです。それで、私何にも刃向かっていく、知識もないからあれですけれども、はいそうですかと言って下がったのです。そうしたら、3回目かな、今、第4回だから3回の予算で、私質問しましたよね。総務課長が町民課長時代に。そうしたら、警察のほうに行ってどうのこうのします。そして、町民課長から、当時の町民課長ですよ、今はあれですけれども。そして、1階のホールで、私向き合って話してくれました。私は議会で質問したのだから議会で答弁もらおうと思って考えていましたら、下のホールで答えもらいました。そのときにも言いましたけれども、1回目は定例会のときにも、前にも言いましたけれども、防犯カメラ大事なのです。あれ、何かややこしいのです。そして、いろいろな事故、事件があるではないですか。そうしたら、警察でもどこでも防犯カメラを見ながら、逮捕したり何かしていますよね。だから、厚岸はまだいいのです、これ。事件ないですから。

だけれども、家の目の前で車上荒らしあって、私も3回目のときに言いましたけれども。そうしたら100当番しました。うちの女房が、あわくって。そうしたら、何と、そうだな、時間にして15分くらい後に刑事が三、四人来ました。そうしたら、あの中で1番年いったような刑事が、中川さんすみません、電話貸してくださいと言って、どうぞどうぞと言ったら、釧路に電話しているのです。釧路にみんな違うので行っているのでしょうか、100当番が。そうしたら、N T Tの旧職員に聞いたら、経費削減だと言うのです。ここに地域や警察、関係機関との連携取りまして云々と書いてありますけれども、警察なんて充てになりませんよ、これ。ならないから私が声を大にしているのです。私また町の警察にパトカーでぱっと来るのだと思ったら、15分もかかって来るのです。当たり前でしょう。うちの母さんも何もびっくりしてしまって、どこか大橋かどこかのうちの直売所の当たりで捕まえると思って車番言っていたのだけれども、みんな言い切れないものですよね。だから、うちの車を例にすると、1246なのですけれども、だから12まで分かっている、防犯カメラに映っていれば、警察が15分、20分で来ても後から来ても、これがそうではないかとか、今この警察なんて充てにできませんよ。そんなのだもの。100当番したって釧路からここに来るのだもの。釧路から来るわけではないでしょうけれども、釧路から厚岸町に電話来て、そし

て刑事なり何なりが動くのでしょうか。これでは、こんなに、書いてありますけれども、警察なんて充てにならない。

だから、皆さんでこの防犯カメラをもし設置、もしと言うか、設置してほしいから叫んでいるのですけれども、町単費でやるのか、あとはどうか。公安委員か何かでやるのかそれは分かりませんが、これやはり付けましょうって。だめだ。1回目の質問なら、はいと下がったのですけれども、これ下がれないですよ、これ。副町長も事故、事件あってからでは遅いのだって。

そして、私、こんなこと言ったら町長もご立腹かもしれないけれども、行政は何かなかったら動かないのかわ。私もこうやって1番長く議員やらせてもらっても、何回もあるのです。町に質問したり何だりして。そして、要約、大事があって始めて動くのかわ。だから、何もないときから、ああ、あのとき付けてよかったなというくらい、やりましょうよ。そして担当課長にちょっと通告でお願いしたのだけれども、これ1基どのくらいするのさ、これ。答弁。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

自治体向け防犯カメラということでお答えさせていただきます。

S Dカードを内蔵したカメラでございますが、それは随時24時間記録して、カードにもよりましてけれども、7日から28日程度記録でき、S Dカードに保存して、必要に応じてLANケーブルを接続して、その画像を取り出すということですが、1台当たり35万円と、それは設置工事含みますけれども、それとほかに保守点検費が約5万円かかります。それともう一つ、ネットワークカメラでございますが、こちらはカメラで撮影した画像を記録媒体に保存して、ウェブでリアルタイムに可能だということで、これにつきましては1基50万円。そのほかに通信料が月5,000円かかるという状況になってございます。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、担当課長から答弁もらったのだけれども、先ほども言ったように、町に付けるといったら町単費ですか。これ、町単費つけなければあれなんだ。もう1回。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 町で行う場合は、現在のところ補助金等はないものと考えております。以前、ご質問者ではなかったかと思いますが、例えば商店街等で行う場合は、今ちょっと今現在の状況は確認していませんが、商工会に対するカメラ設置に対する助成金というのは、当時あったとお伝えしたことはございます。

それと、先ほどご質問者、委員会でお話したことがあるということについては、議

会と同じ答弁の内容しか私は話したことはないかと思いますので、そこはご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、副町長からも答弁いただいたのですけれども、課長からも、30万円かそこら辺なのです。それが、今事故がないからって、防犯の意味でもやはり付けましょうよ。それだったら、私大きなこと言うけれども、こんなことは法律で許せないかもしれないけれども、私できたら寄附して付けたいくらいなのだけれども、そうはいきませんよね。今の私、立場では。それだけ、私付けてほしいのです。町民のためにも。だから、私こうやって大きな声で叫んでいるのです。副町長。やりましょうって。これも一遍に答え出せといっても、それぞれ今は出てこないのでしょうか。だから、私も三十何万円とか50万円とかと言っていますけれども。これ、付けましょうって、これ。そして、付けることに向かって考えてください。この避難階段と一緒に。また来年の春でも、もう1回質問しますから。これ、大事なことですよ。そう言ってくれば、これで下がりますし。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 防犯カメラの設置につきましては、1回目の町長の答弁でもありましたように、設置の目的、それから撮影の範囲、と申しますのは、プライバシー保護の問題もございます。現に道内においても、自治会で設置した防犯カメラを撤去という事案も起きております。ですから、そのあたりはちょっと慎重に考えていかなければならないと思っております。財源の問題等もございますが、犯罪の抑止という部分をご質問者言われるとおりの抑止力という部分もございますので、町としては何が何でも設置しないということを申し上げていることではなくて、そういうルールづくりから何から必要な整理もありますので、今現在は設置のことはできないと申し上げたところが町長の答弁になっているところでございまして、設置については今後いろいろな困難な課題等はあるかとは思いますが、検討はしてまいりたいと考えてございます。

●議長（堀議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、副町長から前向きな、私は前向きなと捉えていますので、前向きな答弁いただきましたので、何から何までいろいろな規定や何やらあるでしょうけれども、一つ前向きな、そして私さっきから言っていますけれども、ここにいる警察、私充てにしていないから、さっきから言うように、だからこうやって声を大にしているのです。何かあって100当番したって、10分も15分もたってから来るわけだから、充てにならないでしょう。どういうあれがあるのか知らないけれども、これはぱっと来て、ここに厚岸町に来て、入って行って、刑事が来て、どうのこうのするのだった

ら、私こんなに声大にして言わないけれども、10分も15分もかかるのです、だから。私、1回目の質問のときと、去年か、一昨年か、まだ先か質問したらいりませんと言うから、ああそうかいと言ったけれども、今回こういう目の前であって、パトカー、刑事が、警察が来るのが遅れて、釧路行くのですから。だから、私はこれも避難階段と一緒に小さい声を腹から絞って理事者の皆さんに訴えているのです。だから、前向きな姿勢で、今すぐ答えいりませんから、また1年なんぼありますので質問します。それに向かって、一つ答弁またよろしくお願いいたします。

まだちょっと時間ありますけれども、そういう解釈でいいですね。よければ、私これで終わりますけれども。あと何も言うことないので。いいですね。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今、この場で設置するという答弁はできません。できませんが、設置の検討については、ルールづくりを含めて、時間はかかると思いますが検討はしてまいりたいという答弁でございます。

●議長（堀議員） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

次に、2番、石澤議員の一般質問を行います。

2番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出していた通告書に従って質問いたします。

最初に、コロナ禍における原油価格高騰対策についてです。コロナ不況打開のため、生活困窮者に福祉灯油のさらなる充実を求めます。

ア、灯油価格高止まりに対する特別支援金の給付をしてはどうですか。

イ、コロナ禍での生活支援として、対象世帯の拡大、生活保護世帯、冬季加算があるが、灯油の値上げがあっても支給は変わりません。その暖房助成をすべき考えますがどうですか。

（2）飲食店などを含め、事業者に対する支援なども道、国に要請し、同時に町独自で行うべきと考えますがどうですか。

次に、基幹産業を守るために10月から生産者団体が中心になって生乳生産の抑制対策を始めています。これまでの規模拡大だけの推進対策が仇となったものと考えますが、直ちに生産調整を図ることが困難です。国に対して輸入抑制を求めるべきと考えますがどうですか。

次、輸入生産資材に依存する生産スタイルから持続可能な酪農の姿を目指していく対策を講ずる必要があると思いますが、町としてどう考えますか。

3、赤潮対策について、国や道でも支援の検討を始めていますが、ほかの自治会のように町独自での支援も必要と思いますがどうですか。

4、農業や漁業での後継者の対策の取組はどうなっていますか。

これで、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のコロナ禍における原油価格高騰対策についてのうち、（1）アの「灯油価格高止まりに対する特別支援金の給付をしてはどうか」についてであります。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた経済活動が世界的に回復基調に入ったことを受け、需要と供給のバランスが原油価格が高騰し、令和3年11月現在で町内の灯油単価は1リットル当たり112円となり、13年ぶりの高値となっております。これからの冬期間における暖房経費は灯油価格の上昇で増えることが見込まれており、低所得者世帯の家計に大きな影響を与えることが想定されます。

このことから、町では灯油価格高止まりに対する支援として、福祉灯油購入助成事業を令和3年度に限り、60リットル相当分から40リットル増量して100リットル相当分として助成を現金で支給することで支援をしてまいります。

次に、イの「コロナ禍での生活支援として、対象世帯の拡大、生活保護世帯への暖房費援助をすべきと考えるがどうか」についてであります。当町で実施している福祉灯油購入助成事業の対象世帯は、住民税非課税世帯の70歳以上の高齢者世帯、各障害者手帳を有している障がい者世帯及び18歳未満と同居するひとり親世帯としており、そのうち生活保護世帯については助成の対象外としております。生活保護世帯につきましては、毎年11月から翌年の3月までの冬期間において支給される保護費に冬季加算分が毎月上乗せされ支給されます。この冬季加算は、世帯人数が居住地の基準に応じた必要な暖房経費であり、当町で実施する福祉灯油購入助成事業よりも支給金額が多い制度であるため、現時点で生活保護世帯を対象にすることは考えておりません。

また、原油価格の高騰は灯油価格をはじめとする燃料費及び物価の上昇など、町民全員に影響があると認識しておりますが、生活支援が必要な世帯は現行の福祉灯油購入助成事業の対象世帯と考えておりますので、現時点では対象世帯の拡大は考えておりません。

次に、（2）の「飲食店などを含め、事業者に対する支援なども道、国に要請し、同時に町独自でも行うべきと考えるが」についてであります。国は11月2日付けで日本政策金融公庫などに原油価格上昇に関する特別相談窓口を設置し、中小企業者に対する資金繰りや経営に関する相談を開始し、当該公庫が実施するセーフティネット貸付の要件緩和のほか、国家備蓄における目標日数を超える余剰分の石油を売却して流通されることとしており、原油価格高騰の抑制が期待されるところであります。

また、11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓の経済対策ではエネルギー価格高騰への対応が盛り込まれ、原油価格高騰の影響を受けている事業者を支援するための対策に対して特別交付税措置を講ずるとしてありますが、現段階でその内容や規模は不透明な状況であります。このほか、北海道は中小企業対策として各振興局に特別相談室を設置し、中小企業の経営及び金融の相談に対応しているほか、原料等価格の高騰の影響を受けた中小企業者に対する融資制度を設け、事業者の資金繰りに対する支援を行っております。

このことから、現在のところ、国や北海道への支援要請については考えておりません。町では国や北海道が行う措置について、町内事業者へ周知し、事業継続の一助となる取組をすすめるほか、町独自の支援については3か月ごとに実施している調査により経営状況の把握を行い、この調査結果をもとに厚岸町経済対策連絡会議を通じて、必要な対策について検討してまいります。

続いて2点目の基幹産業を守るためのうち、(1)の「10月から生産者団体が中心となって生乳生産の抑制対策を始めている。これまでの規模拡大の推進対策が仇となったものであるが、直ちに生産調整を図ることが困難である。国に対して、輸入抑制を求めていくべきと考えるがどうか」についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続く中、乳製品の需要はいまだ回復しておらず、脱脂粉乳やバターなどの乳製品の在庫が増えており、今後牛乳消費が落ち込む年末年始や春休みの学乳休止期を迎え、処理不可能乳の発生が危惧されることから、生産者団体が中心となって生乳生産の抑制を酪農家の皆さんにお願いしていると伺っております。生産生乳の抑制を防ぐためには、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ乳製品の消費拡大をより推進することが必要と考えております。

このため、現在では町では町立学校の児童生徒及び町内に住所を有する高校生相当の年齢の方を対象に牛乳券を配付したほか、釧路太田農業協同組合では町が行う会議への牛乳の提供や町立厚岸病院、特別養護老人ホーム心和園などに飲むヨーグルトを寄贈するなど、乳製品の消費拡大を図ってまいりましたが、今後も様々な場面で乳製品の消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、国に対する輸入抑制の要望は、農協をはじめとする関係団体において継続して行われているとのことでもあります。町といたしましては、引き続き、釧路太田農業協同組合と情報を共有してまいりたいと考えております。

次に、(2)の「輸入生産資材に依存する生産スタイルから持続可能な酪農の姿を目指していく対策を講ずる必要があると思うが」についてであります。海外から輸入する配合飼料価格の高騰など、様々な情報変化の影響を緩和するため、町といたしましても国内生産による濃厚飼料利用の取組を推進しているところでありますが、配合飼料のほとんどは海外からの輸入飼料であることに加え、気象条件などにより農耕飼料の生産が町内では行われていないため、多くの農家が輸入配合飼料を使用している状況にあります。

今後につきましては、釧路農業改良普及センターをはじめとする指導機関の協力を得ながら、町内での栽培が増加傾向にある飼料用トウモロコシの収量及び栄養化の向上に取り組み、釧路太田農業協同組合とともに持続可能な酪農業の推進のため、自給飼料の利用拡大を推進してまいりたいと考えております。

次に、(3)の赤潮対策について、「国や道でも支援の検討を始めているが、他の自治体のように町独自の支援も必要と思うが」についてであります。厚岸町ではウニの被害が特に大きく、4年間で10億円という被害額が報告されており、先日、北海道立総合研究機構から収束に向かっているとの見解が示されたものの、いまだ原因は究明されておらず、今後漁が始まる魚種にも被害が及ばないか懸念しているところでもあります。

また、9月の赤潮発生以来、厚岸漁業協同組合と情報共有体制を構築し、被害状況の把握や必要な対策について協議を重ねております。この協議において、当地域では国、北海道の支援内容がはっきりした段階で町独自の支援について検討していくこととしており、現在も厚岸漁業協同組合でどのような対策を講じていくべきか検討しているところであります。

今後、国の支援内容がはっきりとした段階で、必要な支援について厚岸漁業協同組合と協議検討し、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、（４）の「農業や漁業での後継者対策の取組はどうなっているのか」についてであります。初めに農業では、後継者のいる農家について釧路太田農業協同組合や農業委員会をはじめとする関係機関の協力のもと、スムーズに経営移譲できるよう、指導や助言を行っているほか、後継者不足に対する第三者継承の推進や新規就農対策、担い手対策として就農相談会や農業人フェアを出展し、道内、道外を問わず、就農者の確保に努めております。

次に、漁業では水産資源の維持管理により漁業者が永続的に漁業を営んでいくことが1番の後継者対策と考え、これまで国や北海道と連携し、漁港整備等を推進するとともに、漁業近代化資金に対する利子補給や厚岸漁業協同組合が行っている昆布漁場改良事業、ヒトデ駆除事業など、各種事業へ支援を行ってきたところであります。

また、厚岸漁業協同組合では、平成26年に組合員要件及び行使規制を緩和し、準組合員から正組合員になるために必要な期間を3年以上から1年以上とし、漁業権の承認申請が可能となる期間についても、これまでは正組合員になってから3年以上としていたものを1年以上にするという新規着業に向けた条件緩和を行っているとともに、青年部への支援により研修会や交流会、養殖試験事業等の各種活動が行われております。

このほか、新規着業時においては漁船や機器導入、経営資金の確保に国等の各種支援体制が整っており、北海道の地域づくり総合交付金を活用した機器の導入により、就労環境の改善が図られているところであります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 まず、最初に福祉灯油のことで再度質問していきます。

この中に、60リットルから100リットル、令和3年度に限りということで、この限りがいらぬような気がするのですが、そういうことで支援していくということなのですが、去年の福祉灯油の申請を受け付けますという、こういうチラシがあるのですが、その中で住民税非課税で令和3年12月1日現在で65歳以上の人で構成される世帯とあるのですが、これは70歳に変わったのでしょうか。この辺、どうなのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

二人以上の世帯ですと、全ての方が65歳以上ということになります。单身の方であれば、70歳で対象になるということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そうしたら、二人であれば65歳以上ということなのですね。では、別に問題はないのですね。

それで、この中で、毎回この話をするのですが、生活保護世帯の問題で、冬季加算があるから大丈夫なのだという話をしますよね。ですが、ずっと冬季加算の金額というのは変わらないのです。一定ですよね。一定なので、こうやって灯油代が上がってくるようになると、それでは足りなくなってくるということがあると聞いたのです。生活している人の中で。食べるものは何とか我慢するのだけれども、寒さを我慢するのは非常に辛いのだという話をされていました。室温を、去年の1月のことでしょうが、室温を15度くらいに保って上着を着ているのだという方もいらっしゃるという話も聞いています。そうすると、単純に冬季加算があるから大丈夫ということにならないと思うのです。今回、根室とかでは生活保護世帯の方に5,000円の券が出されるという話もニュースなんかで聞いたのですが、そういうことをやっているところもあるのですけれども、今回の本当にこれだけ灯油が高騰した中で、先ほど今回に限り40リッターを加算するのだということなので、今回に限り生活保護の世帯の方にもその分を出すことというのはできないのでしょうか。どうなのでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

生活保護受給者以外の低所得者につきましては、まず1リットル当たりの単価が112円といたしますと、100リットルで1万1,200円の現金支給、口座には振り込むというような手続はしますが、それは今年度1回ということにはなります。生活保護の受給世帯の方ですと、例えば一人暮らしの方での冬季加算は、月に、この地域ですと1万2,780円になります。これが11月から3月まで毎月となります。これに乳幼児の方がいらっしゃいますと、もうちょっと高くなってくるというところはあるのですけれども、低所得者の方に対しては今年度1回。生活保護の方につきましては、毎月加算がされるというような条件の違いもございますので、今これ以上の対策については考えておらないところでございますので、ご理解願いますとともに、あと今後につきましては、今回100リットルということで低所得者の方については補正予算で計上させていただいておりますけれども、それが議決いただければ、それで支給させていただきますし、今後につきましては、この経済状況を踏まえて、さらなることを考えていこうとは考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 だとすれば、この生活保護世帯の利用している人の中で、病気、障害などの治療のために常時在宅の世帯とか重度障害加算されている人、それから要介護3以上の人、医師の診断などにより福祉事務所が認めた人、乳幼児のいる世帯などで冬季加算を1.3倍に増やす特別基準制度というものもありますよね。ということは、そういうことも含めて、この生活保護世帯の人に周知するということは、それは可能ですか。知らせることは可能ですか。それとも、こういうことはみんな分かっているということなのでしょう。その辺の申請の仕方も含めて、どうなのでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 生活保護世帯の方が知っているかどうかということでございますけれども、その生活保護世帯につきましては、この辺の内容はご存知だと認識しております。先ほどもちょっと答弁漏れだったかもしれませんが、通常の冬季加算は一人暮らしですと1万2,780円ですが、議員おっしゃるとおり、乳幼児ですとか要介護が3以上の方ですとか重度の障害をお持ちの方につきましては、おっしゃるとおり、先ほどの1万2,780円に1.3を掛けた数字が毎月加算されるということになっております。これについては、受給者についても存じ上げているとは認識しております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 これ、知らない方、結構いるのです。この制度。特別基準の制度なので。ですので、やはり何かあったときに、こういうことがあるのだよということを、やはり支援はできないので、生活保護の方に対してはきちんと知らせてやるというのも一つの方法ではないのかなと私は思います。そうすることで、少しは生活が楽になるのではないかなという感じがします。本当にいろいろなものが、生活保護基準が下げられています。下げられてきていますので、大変になっていくことは確かなものですから、その辺も含めて対応していただきたいと思います。

そして、今生活保護世帯の人たちのほうが冬季加算多いのだよということで、毎月くるからいいのだよということでしたけれども、とすれば、町の福祉灯油の金額の在り方ももう少し検討していくべきではないですか。その人たちの、毎月ではないにしても、もう少し金額を増やすとか時期を増やすとか、そういうことも検討するときになってきているのではないですか。その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

通常、福祉灯油のいろいろな条件はございますけれども、その世帯が町民税非課税の世帯というところでございます。また、さらに生活保護の世帯といいますと、またその生活の内容や収入の状況が違うものですから、その辺の住み分けというのは北海

道のルールと町の低所得者に対する、またプラス原油高騰に伴う対策ということと、またちょっと違う観点かなというところがありますので、ご理解願いたいと思いますし、福祉灯油のこの数量または金額につきましては、先ほど申し上げさせていただきましたが、今年度はこの考えで助成していきたいと思いますし、今後につきましても、そのときの情勢で全体的に以後を底上げするのか経済状況を踏まえて、年度限りの対策にするとかというのは慎重に、その状況を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 検討の段階に入っていると思いますので、調査しながらいい方法を考えてください。

その次なのですが、飲食店だけではないのですが、クリーニング屋さんであればサービス業もあります。今、美容室とか理容室とかありますよね、いろいろなところ。そういう人たちなのですが、今コロナの中で、この寒くなってくる、換気をしなさいと出ていますよね。必ず換気をしてくださいと。飲食店もそうです。そうすると、余計暖房費かかってくると思うのです。この中に、調べてやっていくということだったのですが、調査をしながら3か月ごとに実施している調査により経営状況を把握しながらやっていくと思いますがとなっているのですが、厚岸町これまでいろいろ支援をしてきて、助かっている部分もたくさんあると思うのです。でも、これから本当にこの高騰の中で、経営状況の把握を早めにやって対策を講じていく必要があると思うのですが、その必要な対策というのはどのように検討していくのですか。早めに対策を打つことはできるのですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

原油の価格の高騰というのは、今現在でも高値が続いているという状況であり、これがいつまで続くのかということも、まだ見通しが立たないところであります。国のほうでも、先ほど町長の答弁にもあったとおり、先日19日に新しい経済対策ということで発表され、その中においてエネルギー価格高騰への対応ということが盛り込まれておりまして、特別交付税措置を講ずるということが書かれておりました。しかしながら、その内容はちょっといまだ分かっていないところであります。

3か月に1回、これまで調査をさせていただいておりまして、来年の1月上旬に10月から12月までの調査をさせていただくと。その中で、この原油高騰に関しての影響というものも各事業所さんに調査をさせていただくということになります。現段階でどのような政策で、どのような影響が出ているのか、またどの程度の影響が出ているのかということも把握はできていない状況でもあります。それを把握させていただき、町内の経済対策連絡会議、それでどのような支援ができるのかということも検討させていただいての対応になるのかなと。まずは実態把握、実態調査というものをさせて

いただき、その対応を考えていきたいと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当に実態把握というのは、なるべく早くやったほうがいいと思うのです。本当にコロナ禍でいろいろ変わってきていますし、またオミクロンだとか何とか出てきていますよね。そんな中で、今のところちょっと緩んだのかなという感じがあるのかもしれないですけども、実際これだけ原油が上がっていて、そして物を運んだりなんたりするのも、それからいろいろなものに影響が出てきています。確実に物価は上がっていますよね。小麦粉をはじめ、バター、いろいろな物の値段が上がっています。そういうものでいえば、本当に生活に直結して大変になってきているはずなのです。ですから、今までどおり3か月ではなくて、少し前倒しをしてでも状況をつかんで対応するということは必要なことだと思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただいたときに、まだ原油価格の高騰というのは落ち着いていないという状況でもあり、本当にどのくらいの影響額が出ているのかということも分からない状況であります。まずは12月末現在でどの程度の影響が出ているかというものを把握させていただいてからの判断とさせていただきたいと思っておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 12月末で把握してから、その後どのようにするかはまた期間かかると思うのです。だから、それも含めて早め、早めに対応していったほうがいいと思いますが、その辺よろしく願いいたします。

次に移ります。基幹産業の問題ですが、感染対策で乳製品なのですけども、明らかに、本当にバターや乳製品の在庫が増えているのです。ただ、そうなのですけども、輸入がものすごく変わらないのです、一定に。輸入してくる、生乳量で計算すると6万トンでしたか、変わっていないのです。その理由を聞くと、今までずっといろいろなものを使ってきて、今の使っているものを変えたくないで減らさないのだというような話なのですが、そもそもTPPとか私たちがものすごい反対したその弊害が今出ていると思います。その輸入を少しでも抑えてくれれば、農家の生産を抑えるということが少しは楽になるような気がするのです。今、これから新たに新規就農する人とか、それから規模拡大しか国の補助金の規定がなかったのです。要はクラスター事業というのは一頭でも増やせとか、少しでも絞れ、そのようなことでやってきました。その結果として、今回こういうことになりました。それに対して消費が落ち込

んだので、今度は減らせと言われても、相手は生き物です。牛をどうやって減らすのですか。すぐ、その場で殺せということなのかと、そういうことを言いたいくらい大変な状況になっています。こういう状況に対して、国に対してきちんと申し入れをする、輸入を止めなさいと、そのくらいのことを基幹産業の一部である酪農の農家の声なのですから、やはり国とか道に伝えていく必要があると思うのですが、その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えさせていただきます。

1 回目の答弁でもございますけれども、コロナの影響もありまして乳製品のだぶつき、これによって大きな影響を受けているという部分についてはおっしゃるとおりだと思います。ただ、一方で大規模化、畜産クラスター等の関係とこれについては土俵がちよっと違うのかなとは思っております。小規模な酪農家がいて、中くらいの方もいらっしゃって、当然酪農経営される方が残念ながら離農していく方もいる中では、当然地域の農協経営、それと地域の生産量の確保に向けては、地域として大規模化に向けた支援策の要請をしているのも一方であったのではないかなと思います。ただ、コロナの影響もありまして減っているという部分はございますけれども、1 回目でもございましたとおり、関係団体のほうからは輸入の関係につきましては、従前より継続して国のほうにも要請しているという部分もございます。当然、農協含めた、そういう団体等で考えて進んでいる部分でございますので、一町の考えというのは、当然基幹産業でありますから、その地域の酪農家の皆さんのご意見を農協が集約して、そして北海道を通じて国のほうに関係団体を通じて言っていることでございますので、その当たりにつきましては、当然そのようなご意向があれば、引き続き同じような方向に向かって進んでいきたいと、そういう考えでございます。

●議長（堀議員） 2 番、石澤議員。

●石澤議員 本来だったら余った牛乳とかバターを国が率先して買い上げて、今大変な思いしている人たち、食べられない方とかいっぱいいるのですから、バターだけでなく米とかもそうですが、そういうものを買って上げて、それをちゃんと国民に還元するというくらいのことをやってもいいのですが、今のところそういう気もさらさらないような国なので何も言えないのですけれども、そのようなことも含めて、だぶらせておくのではなくて、有効に使って、同じ税金を使うなら、そういう使い方をしてほしいと私は思います。

次に移ります。この中で再生可能な酪農を目指していったらどうかということを提案したのですが、この中で海外から輸入する配合飼料の問題とか、いろいろな高騰なども出てきていまして、来年になったら配合飼料に対する支援もどうなるか、濃厚飼料がどのようになるのかも分からないのですが、気象条件もあるということでそのとおりです。多くの農家が輸入配合飼料を使用している状況ではあります。これは間違

いないです。としても、それから少し離れていくことも考えていく必要があるように思うのです。配合飼料だけでなく、本来、牛の餌は牧草であるはずなのです。いろいろな物を食べる牧草であります。その牧草を主体とした経営の仕方というのも一つの方法として考えていく必要があると思うのですが、そのことに対してどのように考え、捉えていますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、飼料の関係は、現状についてはご理解いただけたかと思えますし、考え方につきましては、実は当地域においても酪農関係でいきますと厚岸町酪農肉用牛生産近代化計画ということで、いわゆる業界では酪肉近と呼ばれているものであります。この中でも、今般、当地域においても北海道の動きに合わせてまして、この計画の内容の変更を一部予定しております。この中では従来より飼料の視点について、やはり今議員おっしゃったような、いわゆる自給していくような形に推移していかなければいけないという部分につきましては、もともと掲載させていただいております。

その中では、まずはやはり今おっしゃった草地の草を食べるという部分が原則というか、スタートでありますけれども、一方では地域の乳量を確保するために濃厚飼料を配合した中で、乳質、乳量の向上を図りながらという部分では、他の答弁でも申し上げたとおり、放牧酪農を目指す方、頭数から餌のやり方、それは多様な経営スタイルがあっているのではないかと私は思っております。この酪肉近の中でも新しく改正する内容の中でも当然その草地、放牧のスタイルも重要という位置づけから肥培管理を進めた中で草地更新を適切に行いながら、いわゆる粗飼料の確保も一方で進めつつ、当然、1回目の答弁にございます飼料用トウモロコシ、地域においても年によってばらつきはあるようではございますけれども、作付けが増えているという部分もございまして、農家の意向としても、そういう自ら作物を育てるという認識を持っていられたいと思いますが、現状、市販されている物については残念ながら輸入の物がほとんどという部分があります。ただ、一方でそういう気持ちを持っている農家の意向もございしますので、この町の計画においても、引き続き、自給作物の移行するような形を目指すという部分につきましては、計画策定に当たって農協を含めた関係団体からこういう意向を伺っておりますので、それに向かった考え方は継続してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、草地に根ざした酪農を目指すということでやっていってほしいと思います。

次に、赤潮対策なのですが、ウニの被害ということで、被害対策、それから協議を重ねていますということなのですが、地域では国、北海道の支援内容がはっきりした段階で検討していくということではございますけれども、いつ頃国とか道の支援の内容がはっきり

りするのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 国、北海道の支援の内容でございます。新聞報道でもう既に赤潮に対する北海道への支援策については報道されている部分がございます、実は昨日も釧路におきまして釧路管内の赤潮対策協議会の幹事会ということで私も参加させていただいております。この中では、もう既に国の中の補正予算のほうで概略のほうは盛り込まれておりますが、昨日の段階でありますし、まだ公表されたものではございませんが、流れといたしましては、地域の要請を、この後その制度にうまくどのように使っていくか、これを地域の声を吸い上げながら、細かい部分の積み上げをしていきたいということで、この後、今週中にも今年度内の方向性、地域がどんなことをしたいか、来年度以降どのような対策をそれぞれの地域が行いたいと考えているか、これをまず北海道のほうで集約いたしまして、水産庁のほうに送り込むということで、国、北海道、それと地元、沿海市町村でやっておりますので、すぐに形が決まるという説明には今のところなってございませんが、着実に今回の被害を救済していただくための作業が進んでいるという段階でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 漁業者の皆さんとかのいろいろな要望なんかも集約して上に届けると理解してよろしいのですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、大前提といたしまして、今進められているこの対策につきましては、当然、厚岸町含めた沿海の漁業者の声、その被害を受けた内容を受けて、どのような対策をしていきたいのかという声を反映させた結果が今形となって報道機関でも報じられているような形になってきております。ただ、細かい読み込みの部分で、全てが本当に救っていただけるのか、そこの最後の詰めを今やっているということでございますので、昨日の段階でもはっきりと決定はしておりませんが、その段階であっても、この部分は本当に拾ってもらえるのだろうかというような声を届けておりますので、当然浜の声は全てお伝えはしているという状況でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に移ります。後継者対策です。本当にどんどん離農が増えていって、正直、地域がもうなくなってしまうのではないかと思うくらい、道路で走っていたり、それから農業委員会なんかでも農地を見て歩くと、そういう思いをします。それで、後継者対

策で、この後継者不足に対する第三者継承の推進とか言っていますが、厚岸町の場合どのくらい的人数が確保して、これから何人くらい入ってくるとか、そういう見通しは立っていますか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） この酪農の部分で申し上げますけれども、まずは、現在この後新規就農として、今研修に入っている方はいらっしゃいます。それと、今後の見通しでありますけれども、第三者継承ということもあれば、当然農業人フェア等で町外に厚岸町の酪農を広くPRして、酪農に従事していただくためにお声がけをさせていただいている状況にあります。やはり人口減少という部分と併せまして就業人口というものも、かなりそのフェアとかを通しても、以前であれば北海道に夢を描いて農業に従事したいというようなフェアの中でも何件かというか、十数件とかいらっしゃるの、なかなか対象者自体が減ったのかなというような感じを受けております。ただ、一方でそうは言っても、今おっしゃっているとおり、農家件数につきましては残念ながら離農が後を絶たない状況、それを埋め尽くせていない状況はございますので、これにつきましては、様々な機会を捉えまして、農業人フェア、関係する求人との関係、根釧酪農ビジョンにおいても同様の動きもございまして、管内の係長で構成する地域づくり広域プロジェクトの農業プロジェクトの中でも同様の思いで様々な考えをもって、この後アイデアを出し合いながら、機会あるごとにまず仲間を増やしていこうという取組をしているということでございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 コロナの時代、若者が農村へ向かうと、こういうデータもあるのです。地方移住への関心を高める20代、30代ということで、その理由というのが地元に戻りたいから、それから都市で働くことのリスクを感じたから、地元に貢献する仕事をしたいと思ったから、テレワークで場所を選ばず仕事ができることが分かったからというような項目が上げられています。本当に若者の中には農業をやりたい、酪農をやりたいという方が出てきているのです。それが何で太田に、厚岸につながってこないのかなと、それがすごく残念なのですが。やはり、一定の小さい規模でもできるのですけれども、それをどのようにして知らせるのかということと、やはり家族で来る場合は頭数も制限されますよね。家族だけでやる以上は、誰かを使うわけではないですから、夫婦二人、それに子どももいたりしますと、どうしても働く方というのは一人です、基本的には。そういうときに、朝晩の搾乳時間に子どもを預かることができるようなシステムをつくるとか、いろいろやっていなければならないと思うのですが、そもそもの頭数の初期投資が5,000万円だったりすると、えっと思ったりするのでしょうか。5,000万円だったら私は街で暮らしている思いをすれば返していけるのではないかなと思うのですが、そのようなもので後ずさりする場合もあると思うのですが、いろいろなやり方があるのだということで、半農半Xではないのですけれども、テ

レワークをしながらやれるような酪農のモデルをつくるとか、それは可能だと思うのです。こういう言うと専門でしっかりやっている人にとっては、何言ってるのだお前はと言われるかもしれないのですが、そういうようないろいろな形を示しながら、酪農に対して、農村で暮らす、この地域で生活するという農業の持っている力をしっかり、単純にただ酪農をやるのではなくて、農村として、農業としての全体のそういうものを知らせながらやっていく、そのような取組も農協と一緒にやっていく必要があると思うのですがどうですか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お話伺っておりますと、若干そのうまく伝わっていない部分があるとすれば大変申し訳ないと思いますが、やはり農協の組織の中に入りますし、その中で営農指導もされていくという部分、それと新規着業するに当たっては、今言ったような酪農の仕事だけではなく、厚岸町のご紹介はもちろんですし、地域の学校の位置ですとか、保育所の位置ですとか、そのようなものを絡めてお話をさせていただいております。残念ながら最終的に着業につながっていないケースが多いとはいえ、中にはもうかなりいいところまで、途中まで何度も何度も農協のほうにお電話いただきまして、近いところまでいくのですけれども、最終的な判断の中でやはり残念ながらというのが何件かあるという認識ではおります。

あと、管内的にも釧路管内、それと根室管内、先ほど申し上げた根釧酪農ビジョンの中でも、他地域においても同様の状況が続いておりますので、研修牧場を持っている町村におきましては、逆に空きがない場合、その釧路、根室管内の中で連携を図りながら、本人の意向を受けて、引き取れないかと、ここの地域はどうでしょうかというような広域的な取組についても今現在検討を進めている段階であります。議員おっしゃるような様々な形を紹介しながらという部分がうまく全部説明できていないかもしれませんが、様々な機会を捉えながら、いろいろな連携を図って何とか興味を持っていただけるような取組は引き続きやってまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当に地域なくなる前に何とかしたいと思うものですから、よろしく願いいたします。

あと、漁業の後継者の問題なのですが、新規就業に向けた条件緩和を行っているということですが、このことで何人くらいの方が新規就業になっていったのでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 増減につきましては、ちょっとその結果が全てで何人というのは押さえていないのですが、最終的な組合員の推移という形で伺ってお

りまして、その減少率が少ない、減るという部分は変わりはないにせよ、変な言い方ですけれども、従前の勢いというか、想定よりも緩やかに推移しているという部分で、それはどうしてかという内容の中に、やはりそういう取組があって、減少率が少なくなっていると伺っております。例えば、平成30年度であれば、組合員が483名いらっしやいました。その対策を講じた結果もあったのかと思いますが、平成31年、令和元年、ここに至っては一人増えておりまして484名と。令和2年度においても同様に横ばい484名と。令和3年12月1日現在であります、ここにつきましては残念ながら476名となっておりますが、漁業協同組合も入口の入りやすさ、このようなことも検討いただいている中では、資源増殖によりまして、まず仕事をできるような体制をつくらなければいけないという一方で、入りやすい体制をつくっていただいておりますので、人口減少等に比較いたしますと、かなり緩やかな減少なのかなと捉えております。

当然、私たちは今までも全て同じお答えをさせていただいておりますけれども、仕事として採れる魚がいなければ人を呼ぶことはできません。この部分を今まで同様、今のこの赤潮の状況もございますので、今度は違った方向も見据えて、漁業者含めた、当然漁業協同組合とお話を進めながら、漁業を継続していける町を目指すために方向性を検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 やはり、両方、基幹産業、漁業、農業、両方きちんとなっていて始めて厚岸だと思うのです。海の問題も今回赤潮が出ましたが、これから水温の上昇があったり、そういうことも含めて、海のほうもとても大変になってくるような感じがします。それで、持続可能な漁業ということも含めて、藻を守るとか、それからNS認証という海のエコラベルというのですか、そういうものもあるのですね。ただ、これが非常にお金が高くて、なかなかできないということなのですが、オホーツクのホタテなんかはこの認証を取ってやっているということです。もし、高いのであれば漁協とかそういうところで町からもお金出してということも考えられると思いますので、それも含めて、ぜひ検討して行ってほしいと思います。

以上で、終わります。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 水産エコラベルの取組につきましては、当地域においても、このキーワードが全く出ていないわけではございません。ただ、それぞれの制度におきまして対象となるもの、それとか用意するもの、いろいろありますし、メリット、デメリット、そういうものを加味した中で、そういうお話があれば当然視野に入れて研究していかなければならない、そのように考えております。

●議長（堀議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開を午後 3 時45分といたします。

午後 3 時12分休憩

午後 3 時45分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開します。

次に、1 番、竹田議員の一般質問を行います。

1 番、竹田議員。

●竹田議員 質問通告書に従って質問させていただきます。

1、住宅の脱炭素化 L C C M について。

（1）住宅分野の二酸化炭素排出量は2019年度時点で国内全体の総排出量の約15%です。カーボンニュートラルの実現には対策が欠かせず、太陽光発電の装備や断熱性能を高めた Z E H や C O₂ の総排出量が実質マイナスとなる L C C M 住宅を政府は推進しています。町は気候変動に向けた宣言をしています。このことから、町はどのような取組をしていくのか伺います。

2、ケアラーの孤立を防ぐ対策について。

（1）家族など、身近な人の介護や看護を無償で行うケアラーを支援する取組が話題になっています。人口減少と高齢化が進むと、ケアラーの必要性が重んじられることから、ケアラーの支援を早急に考えなくてはならないと思います。厚岸町として、どのような方法が望ましいのか、実態把握と調査研究を進めるべきと思うが、町の考えを伺います。

3、コロナワクチンについて。

（1）接種を希望しない人への対応はどのように考えているのか伺います。

以上です。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1 番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の住宅の脱炭素化 L C C M について、「政府はカーボンニュートラルの実現には対策が欠かせず、太陽光発電の装備や断熱性を高める Z E H や C O₂ の総排出量が実質マイナスとなる L C C M 住宅を推進している。町は気候変動に向けた宣言をしているが、どのような取組をしていくのか」についてであります。国は2050年までに温室効果ガスの排出量を国全体で実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて、経済産業省、国土交通省、環境省が連携して、住宅の省エネ、二酸化炭素の削減に取り組み、2030年まで建て売り戸建てや集合住宅を含む新築住宅で Z E H を実現することを目指すとしており、再生可能エネルギーの効率や断熱性能を高めた Z E H や二酸化炭素の総排出量が実質マイナスとなる L C C M 住宅の推進をしています。

国における支援制度については、L C C M 住宅が上限125万円の補助、Z E H につ

いては各種により要件や金額は異なりますが、60万円から140万円の支援制度があります。

厚岸町内においての実績は把握しておりませんが、国が推進するカーボンニュートラル実現の観点から、町民に対し支援制度を広く周知するとともに、来年度、厚岸町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、住宅分野を含めた町全体の再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、解体時の廃棄物発生抑制等の循環型社会の形成について定め、推進してまいりたいと考えております。

続いて、2点目のケアラーの孤立を防ぐ対策について、「人口減少と高齢化が進むと、ケアラーの必要性が重んじられることから、ケアラーの支援を早急に考えなくてはならない。厚岸町として、どういう方法が望ましいのか、実態把握と調査研究を始めるべきと思うが」についてであります。ケアラーとは、高齢、障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、友人、その他、身近な人に対し無償でお世話を行う人を指します。公的な制度の支援だけではなく、支援者となるケアラーが家族や地域などの中に身近に存在する状態は、支援を必要とする当事者にとって良好な環境と考えます。

しかし、介護を必要とする家族等から頼りにされている一方で、その介護等の負担に迫られ、ケアラー自身の不安や悩みを打ち明ける機会がなく、孤立してしまう可能性があることが課題となっております。

高齢者や障がい者の生活支援については、公的な介護、生活支援サービス、給付制度があり、それらの利用調整においては生活支援サービスを調整するケアマネージャーなどの定期的なモニタリングによる聞き取りがあることから、ケアラーに対しても介護負担などを含めた近況確認が行われているものと考えます。

町独自の事業では、高齢の介護者同士の思いを共有し合う場や、障害を持っている介護者の休息を目的とした事業を行い、ケアラーの孤立予防や介護負担の軽減を図っております。

また、高齢者や障がい者のケアラーのみならず、家族が世話するのが当たり前といった固定概念がある子育て世帯においても、ケアラーとしての負担感を重く抱えやすい対象である側面を併せ持ち、家族介護の負担を負う可能性があるということを認識しております。

このことから、母子保健、子育て支援事業において、養育者はケアラーであるという認識のもと、定期的な母子保健事業での保健師による専門相談や産後の養育者の心身の休息を提供する産後ケア事業、子育て応援ヘルパー派遣事業などの養育者支援事業を実施しており、これらもケアラー支援と言えるものと考えます。

なお、本来、養育される側の子どもがケアラーとして、年齢や成長の度合いにそぐわない介護役割の責任を負うヤングケアラーという課題も認識しております。ヤングケアラーとは、親や兄弟、祖父母等の介護をするケアラーのうち、18歳未満の人を言いますが、主に中高生が担い手となり得る世代であることから、その実態把握については、子どもの現状に早期に気づくことが可能である学校、教育に関わる機関との連携が不可欠であると考えます。

ケアラー支援が必要となる方の実態把握と調査研究につきましては、北海道が現在

ケアラー支援条例の新規制定を目指した中で行っており、町といたしましては北海道の新規制定された条例に基づいて、関係機関と連携しながら普及啓発などの取組を進めてまいります。

続いて、3点目のコロナワクチンについて、「接種を希望しない人への対応はどのようなになっているのか」についてであります。接種を希望しない方の中には、ワクチン接種を受けていないことによる感染リスクの不安やワクチン接種を前提とした行動制限緩和等の状況下において、日常生活での不都合を感じている方もおられると認識しております。

感染リスクへの不安につきましては、接種の有無に関わらず、引き続き基本的な感染対策を講じていただく必要があることから、今後も町民の皆さんへの普及啓発を行ってまいります。

また、接種を希望しない人の家族など、身近な人が接種を受けることも感染リスクを低下させる有効な手段となるため、引き続きワクチン接種と接種に関する正しい情報について周知してまいります。

日常生活上での不都合につきましては、国は11月19日に閣議決定したコロナ克服新時代開拓のための経済対策において、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない人を対象として、都道府県において社会経済活動を行う際のPCR抗原定性等検査を予約不要、無料とする方針が示されております。

また、感染対策と日常生活を両立させる取組としてのワクチン接種履歴や検査結果の活用により、飲食やイベント、人の移動などの行動制限を緩和するワクチン検査パッケージにおいても、身近でPCR抗原定性等検査を受けることができる取組が国より進められているなど、簡易かつ迅速に各種検査を利用できるための環境が整備されつつある現状にあります。

これらは、ワクチン接種を希望しない人も感染対策を講じながら安心して日常生活を送るための施策であります。現時点ではその詳細が不明であることから、今後の情報を注視し、円滑な実施に向け、国や北海道と連携を図ってまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 最初の住宅の脱炭素化についてであります。ZEH、Zエネルギーハウス、LCCM、ライフサイクルカーボンマイナス、これらについても片方では分野ごととか会社の制度等とかを理解されている、理解されていないという都市型、またはそのこういった地方の分野では進んでいるところと進んでいないところがあります。脱炭素型の住宅を推進して2030年までに国は大きな方向転換をし、2030年から今のような普通、一般の並の住宅が建てられなくなる、そういったことが起きてくるのが2030年の建築法の改正に伴った様々な取組が今からされようとしています。そのために、国は支援制度についていろいろな形で補助金を出すような形を取っている現状です。

その上で、このLCCMやZEHの住宅を2030年度から方向転換するための施策と

しているのですが、住宅はどんな立派な建物をつくったとしても、そこに熱を発生するような仕組みはありません。というのは、暖房やそういったものについては何かのエネルギーが必要になってきます。照明、そして暖房関係のエネルギーに必要なものを最低基準住宅に取り寄せなければできない。そのためにLCCM、ZEHに対して補うための太陽光が必要不可欠になっています。

厚岸町では、現在太陽光の設置に対して、1軒当たり15万円の商品券などをもって補助制度を設けています。坪数でいうと、大体30坪から35坪が一般住宅の大きさであります。ここにZEHまたはLCCMの住宅、要するに2030年に向けた住宅を建てようとする、この太陽光に対しての設備投資が大体230万円から280万円とされています。到底、厚岸町の制度では太陽光には手は出ないわけです。ましてや、この2030年のこのLCCM対応とZEHに対する対応については、ただいまの平均道東価格が坪大体60万円から65万円とされていますが、このZEHまたはLCCM住宅をつくるとなると、坪95万円から120万円となっております。住宅の負担増が非常に大きくなってくる上、反対にZEH、LCCMをつくると光熱費ゼロ、要するにインシヤルコストはかかるけれども、ランニングコストゼロという形になると、実質坪単価が高くなったとしても毎月かかるランニングコストがゼロになるという、そういうメリットがあるがために、今LCCM方向、ZEHという住宅が進んでおります、逆に。

そういった関係から、このZEH、LCCMに向けた取組として、応援をしていただけのように脱炭素社会に向けた取組、厚岸町としてのバージョンとして太陽光設置を進めていかなければ実現しないというのが現状です。

そこで、お聞きします。太陽光の促進がなければ、このLCCM、ZEHが可能とされないわけでありますので、太陽光が進んでいく、そういった観点から太陽光設置に対しての補助の拡大ということを考えていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ただいまの質問、奨励金の拡大というご質問かなと思いますけれども、現段階において、拡大、金額の拡充というものの明言は控えさせていただきたいと思いますが、町では今後、厚岸町地球温暖化策定実行計画区域施策編というものを策定し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進など、循環型社会の形成について検討する予定でございます。これらに併せて、太陽光発電システムの設置奨励金の拡充ですとか、あとそれらに関わる設備もあると思いますので、そういった検討と、あと周辺の自治体の支援状況なんかも参考にしながら、ちょっと検討させていただければと思っておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町地球温暖化対策実行計画区域政策編を策定しということなのですが、今後こういった取組をぜひ、早めにしていただきたいと思いますので、その点、よろしくお願いします。

次に、ケアラーの孤立を防ぐ対策についてということでお聞きいたしたいと思います。北海道では栗山町というところがございまして、この栗山町では2010年からケアラー支援についての実態調査を始めた。このニュースを聞いたときに、この栗山町では議会の改革ということが北海道で1番先に進められた町でもあるということで、結構有名な町でございます。2010年から実態調査を始め、2013年にはケアラーサポート養成研修というのを町内で45名集めて、そして2015年にはケアラーサポーターによる実態調査をするための訪問を開始しております。また、2020年7月には出張相談の開始、2020年11月には3回目の実態調査、そして2021年3月にはケアラー支援の条例の制定をしております。日本初のケアラー手帳、2010年3月にも出しております。これは日本ケアラー連名協会というのがありまして、ここと連携をしてケアラー手帳をつくり、介護をしている人に協会がアンケート調査をして、介護をしている人の体の不調また悩み、そういったものを調査する、そしてその調査の結果をまとめて、ケアラーに悩んでいるところを例を挙げて、こういったときはどうしたらいいのかということ問いと答え、問答式でつくっているケアラー手帳があるという実態があります。

答弁にも北海道と連携してということでお答えいただいております。普及啓発などの取組も進めてまいりますという答弁がございまして、こういった町村の事例などを踏まえ、厚岸町としての実態を把握しながら、ケアラー手帳というものも参考にしながら、こういった取組が厚岸町バージョンとして1番適切なケアラー支援になるのか、そういったことを今から早急に実態調査を続けて、早急にしていただきたいと思いますと思いますが、再度いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

私どもも栗山町の条例制定ですとか、それ以前の取組をこの度また勉強させていただきました。それらの教訓と、今北海道でも条例制定に向けてパブリックコメントしているというところでの条例の制定文なども参考にさせていただきました。当町といたしましても、議員おっしゃるとおり、これからまだまだ研究しなければいけない部分は多々あるのですけれども、今障害分野で取り組んでいることすとか、そのほか高齢者部門で取り組んでいること、さらに子どもの施策に取り組んでいるセクションがございまして、それと加えて教育委員会とも、重層的と申しますか、常に連携して業務は進めておりますけれども、ケアラー問題につきましては、いま一度連携しながら研究を重ねて取り組んでまいりたいとは考えております。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

●竹田議員 答弁にもありましたが、ケアラーの中でもヤングケアラーが問題になっているという答弁もありました。ヤングケアラーについては、本当に介護をしている間にも学校に行けない状況、そういうことがあると。これ問題は、要するに日本の社会の核家族、二世帯、三世帯が同居するときには互いに協力し合ってやれたものが、今

現在、本当に核家族になって、一世帯に一人、二人といった状況でそのまま高齢を迎えてケアラーをつくっている。また、介護支援を受けなければならない人が増えていくといった実態があります。そこに大きな問題が、なぜケアラーができるのかというと、お金があれば施設に預けられるのです。ところが、お金もない、大勢の世帯で何人もそこに働いている多人数であれば互いに子どもだとか兄弟だとかが支援をしたり、助けてくれたり、また精神的な助けもあるし、お金のことも助けてくれるだろうし、そういった実態が昔はよかったなと思うのですけれども、今本当に核家族になったときに頼る人がいない、そして兄弟もどんどん少なくなって、一人、二人という形が多くなってきました。そういった問題から、兄弟同士の助け合いというのも非常に少なくなってきた。そういった社会情勢というのが、この介護に対してのケアラー問題というのが急激にして出てきたのではないかなと思っています。非常に悲しいことでもあるし、日本のこの社会情勢の中で考えると、とても悲痛でやりきれない部分もあると思います。

教育委員会としては、ヤングケアラーの問題も含めて、こういった実態があるのかということ連携しながら、今後もそういった実態に対して、お金の支援ばかりではなくて、そういったヤングケアラーが今あるのかないのか、その実態を探りながら、何かこと問題が起きてしまってからでは遅いので、そういったものにアンテナ張りながら、きちんとした対応を厚岸町バージョンとしてやっていただきたい。厚岸町において、ヤングケアラー、また普通のケアラーの人たち、そしてケアラーに受けている介護の人たちが安心して暮らせるというところまでつくり上げるのは大変かもしれない。がしかし、そこに精神的な支援、お金ばかりではない支援もあると思います。そういったことをやはり把握するのが実態調査だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、再度質問させていただきます。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 学校のことについてお答えさせていただきます。

ヤングケアラーに関わらず、学校では様々な生徒指導上の問題ですとか生徒の悩み、それから籠もり感を解消しようと努めているところです。その方法としては、やはり日常の生徒の観察、それから対話、その中で何か悩みがあった場合は、別途教育相談等を行いながら対応をしているところです。

ヤングケアラーについては、家族の一員ということで、なかなか本人の自覚がないというようなこともあります。が、対話を通して、ヤングケアラーに該当するようなケースにつきましては、必要に応じて家庭へ連絡をしたり家庭訪問を行う中で、どのように生徒の生活を改善していくのかということについて、これまでも家庭と協力しながら進めているところです。

中学生にとっては、小学生もそうですが、学びの保障という観点、それから生活環境を整えるということで、学校として何ができるのかということと家庭との話をしながら、改善に努めるようにこれからも継続して行っていきたいと思っています。生徒から、私はケアラーですというような申し出がこれまではないので、なかなか把握に

については難しいのですが、これからも観察、対話等を継続して、進めて実態の把握、それから支援に努めてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 厚岸町全体といたしましては、いろいろな障害、高齢者、子どもの分野、先ほども答弁させていただきましたが、従来からも困ったことにつきましては取り組んでいるつもりではございますけれども、ケアする側、される側、双方にもより一層、今の取り組まれていることを参考にして、障害とか高齢者であればケアマネージャーさんですとか、そういう方々もいらっしゃいますし、町の組織などもございます。子どもにつきましても、養育者ですとか保育所、児童館、学校も含めて、困った子どもが、家庭がいるところにつきましては、そういう検討すべき協議会もございますので、それらも活用しながらケアラー問題について取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、1番、竹田議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、明日に延会したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

（な し）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます

よって、本日は、この程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後4時16分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 3 年12月 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

議案第 75 号

令和 3 年度 厚岸町一般会計補正予算（5 回目）

提案理由説明書

ただいま上程いただきました、
議案第 75 号 令和 3 年度 厚岸町 一般会計補正予算から
議案第 81 号 令和 3 年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計
補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 75 号
議案書、1 ページであります。

令和 3 年度厚岸町一般会計補正予算（5 回目）
令和 3 年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5 億 5, 201 万 3 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、105 億 6, 928 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 5 ページまで、
第 1 表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、13 款 17 項
歳出では、11 款 26 項にわたって、
それぞれ、5 億 5, 201 万 3 千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
11 ページをお開き願います。
歳入であります。

10 款 1 項 1 目 国有提供施設等所在市町村交付金
1 節 自衛隊基地交付金 136 万 5 千円の増

11 款 1 項 1 目 1 節 地方特例交付金 3 万 6 千円の減
それぞれ交付見込みによる増減であります。

12 款 1 項 1 目
1 節 地方交付税 1 億 9, 787 万 6 千円の増
普通交付税、補正財源調整のための計上であります。

1 4 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 民生費負担金 1 節 社会福祉費負担金 3 万 9 千円の増
事業利用者負担見込みの増による生活管理指導短期宿泊事業負担金の計上であります。

1 5 款 使用料及び手数料 1 項 使用料

2 目 民生使用料 2 節 児童福祉使用料 7 3 万円 新規計上
保育料滞納繰越分の計上であります。

4 目 農林水産業使用料 1 節 農業使用料 3 0 万 6 千円の増

5 目 1 節 商工使用料 2 5 万 1 千円の増

6 目 土木使用料 3 節 住宅使用料 7 8 万 2 千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、決算見込みによる増減であります。

2 項 手数料

1 目 総務手数料 1 節 総務管理手数料 2 万 9 千円の増

3 目 衛生手数料 1 節 保健衛生手数料 1 千円 新規計上
犬の鑑札再交付に伴う手数料の計上であります。

4 目 農林水産業手数料 1 節 農業手数料 2 万 6 千円の増

説明欄記載のとおり、決算見込みによる増であります。

次ページ

1 6 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金

1 目 民生費国庫負担金 1 節 社会福祉費負担金 3 1 1 万 8 千円の増
障害者自立支援給付費負担金 給付費見込みによる増であります。

2 目 衛生費国庫負担金 1 節 保健衛生費負担金 4 5 1 万 1 千円の増
養育医療負担金 1 9 万 8 千円の増は、利用者見込みによる増、

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 4 3 1 万 3 千円の増は、
新型コロナウイルスワクチン接種に伴う負担金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「新型コロナウイルスワクチン
予防接種」において説明いたします。

2 項 国庫補助金 1 目 総務費国庫補助金

1 節 総務管理費補助金 5 1 9 万 5 千円の増

主に、

個人番号カード交付事務費補助金 1 0 3 万円の増

マイナンバーカード交付事務費に要する補助金の計上

介護保険事業費補助金 71万円新規計上は、総合行政情報システムの改修に伴う補助金の計上

空き家対策総合支援事業補助金 125万円の増は、
空き家等除却に対する補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「空家等除却促進補助」において説明いたします。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金 41万2千円 新規計上は、
虐待防止のための情報共有に要する健康管理システム改修への補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム整備事業(要保護児童)」において説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 189万3千円の増は、
新型コロナウイルスの感染拡大防止等に係る交付金の計上であります。
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の各事業において説明いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧を参考資料として提出しておりますので、ご参照願います。

2目 民生費国庫補助金 1節 社会福祉費補助金 17万円の減
説明欄記載のとおり交付額決定による減であります。

2節 児童福祉費補助金 339万2千円の増
子ども・子育て支援交付金 239万7千円の増は、
利用者支援事業の補助率改正や各児童館など新型コロナウイルス感染症対策に要する補助金の増であります。

子ども・子育て支援事業費補助金 49万5千円 新規計上は、
総合行政情報システムの改修に伴う補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「総合行政情報システム整備事業(児童手当)」において説明いたします。

保育対策総合支援事業費補助金 50万円 新規計上は、
新型コロナウイルス感染症対策に要する補助金の計上で、
充当事業の内容につきましては、歳出予算の「保育所感染症対策」において説明いたします。

3目 衛生費国庫補助金 1節 保健衛生費補助金 798万9千円の増
母子保健衛生費補助金 46万8千円の増は、
産前産後サポート事業に伴う補助金の増であります。
なお、充当事業の内容につきましては、歳出予算の「妊娠・出産包括支援」
において説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 752万1千円の
増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制に要する補助金の増で、
充当事業については、歳出予算の「健康管理システム整備事業」及び「新型
新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保」において説明いたします。

6目 土木費国庫補助金
2節 道路橋梁費補助金 2,207万5千円の減
社会資本整備総合交付金を充当する「町道歩道整備」、「筑紫恋道路ほか整
備」、「橋梁長寿命化整備」について、事業費の確定に伴う交付金の減であ
ります。

7節 防衛施設周辺整備事業補助金 97万9千円の減
太田門静間道路整備事業費の確定に伴う補助金の減であります。

8目 教育費国庫補助金
2節 小学校費補助金 15万円新規計上
3節 中学校費補助金 15万円新規計上
それぞれ、学校保健特別対策事業費補助金は、各小中学校における感染症対
策に要する補助金の計上であります。

7節 防衛施設周辺整備事業補助金
特定防衛施設周辺整備 調整交付金（社会体育）520万円 新規計上は、
宮園公園パークゴルフ場管理用機械整備事業に対する交付金再配分による交
付金の増額計上であります。
内容につきましては、歳出でご説明いたします。
なお、今年度の特定防衛施設 周辺整備 調整交付金につきましては、
去る11月5日、当該交付金の交付額が決定されました。
この交付決定を受け、充当する各事業を精査し、交付金の最終配分調整を行
うところでありますが、現時点において、事業費が確定していない事業もあ
りますので、最終配分調整は3月補正予算で調整いたします。

17款 道支出金 1項 道負担金

1目 民生費道負担金 1節 社会福祉費負担金

障害者自立支援給付費負担金 155万9千円の増
給付費見込みによる増であります。

2目 衛生費道負担金 1節 保健衛生費負担金

養育医療負担金 9万9千円の増は、利用者見込みによる増であります。

2項 道補助金 1目 総務費道補助金 2節 総務管理費交付金

土地利用規制等対策事務事業市町村交付金 5千円の減
交付額確定による減であります。

次ページ

2目 民生費道補助金

1節 社会福祉費補助金 68万5千円の減

障害者（児）地域生活支援事業補助金 8万5千円の減は、
交付額決定による減

地域づくり総合交付金（社会福祉施設） 60万円の減は、
地域づくり総合交付金を充当する「若松地区集会所整備」、「トライベツ地区集会所整備」、について、事業費の確定に伴う交付金の減であります。

2節 児童福祉費補助金

子ども・子育て支援交付金 14万8千円の増

利用者支援事業の補助率改正や各児童館など新型コロナウイルス感染症対策
に要する補助金の増

4目 農林水産業費道補助金

1節 農業費補助金 146万4千円の減

青年就農給付金事業補助金 150万の増は、
交付決定による計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「青年就農給付金給付」において説明いたします。

消費・安全対策事業補助金 276万円の減は、

交付決定による計上で、

充当事業の内容につきましては、歳出予算の「家畜衛生対策」において説明いたします。

地域づくり総合交付金(農業水道) 20万4千円の減は、
地域づくり総合交付金を充当する「トライベツ浄水場整備」、「別寒辺牛浄水場整備」について、事業費の確定に伴う交付金の減であります。

2節 農業費交付金 191万9千円の減

農業委員会交付金 50万4千円の増は、当委員会が実施する事業のうち農地利用最適化事業について、新たに交付金対象となったことによる交付金の増

中山間地域等直接支払交付金 242万3千円の減

交付対象農用地面積確定による交付金の減であります。

5節 水産業費補助金 1,400万円の増

地域づくり総合交付金の交付見込額の計上で、

充当事業の内容につきましては、それぞれ、歳出予算の「水産増養殖調査研究」と「かき湖内施設整備事業」、「小型ステンレスタンク導入事業」において説明いたします。

5目 商工費道補助金 1節 商工費補助金 10万円の減

地域づくり総合交付金を充当する「厚岸味覚ターミナル整備」について、事業費の確定に伴う交付金の減であります。

7目 消防費道補助金 1節 消防費補助金 20万円の減

地域づくり総合交付金を充当する「防災情報システム運営」について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への財源振替えによる減であります。

8目 教育費道補助金 1節 社会教育費補助金 1,000万円の増

「アッケシソウ栽培地整備」へ充当する地域づくり総合交付金の交付見込額の計上であります。

3項 委託金

1目 総務費委託金

5節 統計調査費委託金 5万円の減

説明欄記載のとおり、交付額確定による減であります。

18款 財産収入

2項 財産売払収入 2目 1節 生産物売払収入

253万7千円の増

カキ種苗売払代は、申込数量の増により、52万2千円の増

餌料藻類売払代は、販売数量の増により、201万5千円の増であります。

19款 1項 寄附金

1目 1節 一般寄附金 2億10万円の増

ふるさと納税分 2億円の増は、これまでのふるさと納税制度による寄附金を勘案しての補正計上で、寄附金総額6億円を見込む予算計上

企業版ふるさと納税 10万円新規計上は、熊本県熊本市に会社がある「株式会社サイバーレコード」様からの寄附金の計上であります。

この企業版ふるさと納税は、認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税の税額控除が行える仕組みであります。

3目 民生費寄附金

2節 児童福祉費寄附金 10万円 新規計上

栃木県下野市 宗石 亨様から 「しんりゅう保育所のため」として、10万円の寄附金の計上であります。

5目 農林水産業費寄附金

1節 農業費寄附金 5万円 新規計上

北海道公共牧場会様から 「クマによる牧場の被害」の見舞金として、5万円の寄附金の計上であります。

20款 繰入金 1項 基金繰入金

4目 1節 まちおこし基金繰入金 111万4千円の増

歳出予算の「まちおこし補助金」への財源計上であります。

内容は、歳出でご説明いたします

21款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金

1億3,705万1千円の増

令和2年度決算における繰越金、全額の計上であります。

次ページ

22款 諸収入 6項 3目 3節 雑入 279万2千円の増

主に、

カキ種苗センター使用実費収入 264万6千円の増

厚岸漁業協同組合に供給する原盤採苗の幼生及び餌料藻類実費分の増

いきいきふるさと推進事業助成金 100万円新規計上は、北海道市町村振興協会からの助成金の交付決定によって「水産増養殖調査研究」へ充当する計上

日本財団助成金 243万2千円の減は、
充当事業「ふるさと人物伝制作」未採択による減額
立毛等補償金 111万8千円新規計上は、
北海道が事業主体である別寒辺牛団地内の地すべり工事の施工に伴う牧草等
への補償金の計上で、
その他、それぞれ説明欄記載の事業について、収入見込みによる増減であります。

23款 1項 町債

5目 土木債 2節 道路橋梁債 700万円の減

6目 1節 消防債 970万円の減

7目 教育債 5節 社会教育債 270万円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費執行見込み等による充当債の増減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

19ページを、お開き願います。

歳出であります。

1款 1項 1目 議会費 111万9千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費

218万2千円の増、24ページにわたり、

主に、文書・法制 通信運搬費 70万8千円の増は、郵便料の増

庁舎・町民広場、修繕料 175万7千円の増は、

主に、経年劣化により故障した役場庁舎1階電気室内無停電電源装置取替に

29万7千円、1階町民ホール横男子トイレ修繕に57万4千円、

2階照明制御装置バッテリー交換に28万6千円ほかの計上と、車借上料50万9千円
新規計上は、除雪用タイヤショベル4ヶ月間の借上料の計上、
事務用備品 9万1千円の増は、副町長の木製卓上名札1個の購入と事務用
椅子2台の購入費の計上で、

その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 簡易郵便局費 7千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

3目 職員厚生費 67万4千円の増

人事給与管理 2万5千円の増は、厚岸町独自の職員採用試験実施に係る釧路町村会への負担金の計上

職員福利厚生・健康管理 64万9千円の増は、令和4年度の新規採用職員分に対する作業服、防寒服などと被服不足分の購入費の計上であります。

4目 情報化推進費 57万1千円の減 次ページにわたり

主に、総合行政情報システム運営 66万6千円の増は、主に、インターネット端末修繕料ほかに15万9千円の計上と総合行政情報システム保守点検委託料 50万1千円の計上は、主に、自治体情報セキュリティクラウド更改に係る設定変更に伴う計上

総合行政情報システム整備事業（児童手当） 49万5千円 新規計上は、令和4年度の児童手当制度改正に伴うシステム改修費の計上

総合行政情報システム整備事業（要保護児童）

82万5千円 新規計上は、虐待等の情報を共有し、被害の拡大を防ぐため、転入出時の自治体間の引き継ぎや市町村と児童相談所の情報共有をシステムで図るため、健康管理システムの改修費の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定及び執行見込みによる増減、並びに財源内訳補正であります。

5目 交通安全防犯費 23万円の減 次ページにわたり

説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

6目 行政管理費 1千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

7目 文書広報費 10万3千円の増

主に、印刷製本費 16万5千円の増は、現在作成中の「くらしの便利手帖」のページ数の増によるもので、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

8目 財政管理費 15万8千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

9 目 会計管理費 7 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

10 目 企画費 323 万 7 千円の減、32 ページにわたり、

主に、企画一般食糧費 43 万 5 千円の増は、今年度中に開催される見込みの北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路の工事着手に係るイベントに対する約 200 名分のお土産代の計上

空家等除却促進補助 250 万円の増は、

空家等対策計画に基づく、空家等の除却費用に対し、上限額 50 万円、5 件分の増額計上であります。

国際・地域交流 322 万 2 千円の減は、

主に、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、山形県村山市と友好都市提携 30 周年の記念事業中止による減、

まちおこし補助金 111 万 4 千円の増は、

「厚岸町みんなのマルシェ実行委員会」より、

厚岸町の未来を担う子ども達がのびのびと裸足で走り回れるような、家族で楽しめるイベントを開催し、親子のふれあいや子ども同士が交流する機会を図るため、厚岸町在住者のみを対象に、令和 4 年 1 月に親子連れを対象に様々な遊具を集めた遊び場の提供や、ボランティアを育成するための講演を開催するため、まちおこし補助金の交付要望書の提出があり、事業費 111 万 4,995 円に対し、111 万 4 千円を補助する 補正計上であります。

その他、それぞれ説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

12 目 車両管理費 254 万 4 千円の減

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定及び執行見込みによる減であります。

14 目 諸費 189 万 3 千円の増 次ページにわたり

会議用感染症対策備品整備事業 181 万 9 千円新規計上は、

新型コロナウイルスの感染症対策のため、会議等での出席者間の距離の確保やマスクの着用、パーティションの設置により、鮮明な音声データの録音ができないため、持ち運び可能な専用マイクなど会議録調製機器購入費の計上

総合行政情報システム感染症対策 16万2千円の増は、
主に、当初予算において、4目 情報化推進費に計上していた 被災者生活
再建支援システム連携構築について、予算科目振替による計上であります。
なお、それぞれの事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地
方創生臨時交付金を充当するものであります。

3項 1目 戸籍住民登録費 32万5千円の増
戸籍住民基本台帳 9万7千円の増は、
主に、令和4年度4月からの上尾幌郵便局へ事務委託する準備経費の計上

個人番号カード普及促進 22万3千円 新規計上は、
マイナンバーカードの普及促進のため、窓口での申請サポートの継続や出張
申請を実施するための経費の計上で
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

5項 統計調査費 1目 統計調査総務費 2万8千円の減
次ページにわたり
それぞれの統計調査事務委託金にあわせ、事業費の増減であります。

6項 1目 監査委員費 42万7千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費
219万2千円の増 次ページにわたり、
主に、
国民健康保険特別会計 35万9千円は、繰出金の増
保健福祉総合センター・健康広場 19万6千円の増は、主に、燃料費・重
油の増
戦没者追悼式 44万7千円の減は、
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった関係経費の減

福祉灯油 208万4千円の増は、
燃油価格の高騰に伴い、助成数量について、年60リットルから
年100リットルへと助成数量の増に伴う増であります。

2目 心身障害者福祉費 589万8千円の増
障害者更生医療給付 585万1千円の増、
障害者（児）介護・訓練等給付 38万7千円の増は、
それぞれの給付費の執行見込みによる増

障害者（児）ふれあいフェスティバル 34万円の減は、
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった関係経費の減であります。

4目 老人福祉費 42万1千円の増
次ページにわたり、主に、
介護保険特別会計 90万3千円の増は、繰出金の増

介護予防・生活支援（高齢者福祉） 34万8千円の増は、
それぞれの事業利用者の執行見込みによる増

老人福祉施設 31万円の増は、
主に、修繕料 82万5千円は、主に在宅老人デイサービスセンター脱衣室
給水管修繕に 12万6千円、特別養護老人ホーム心和園非常灯修繕に 19
万9千円のほか、老人福祉施設第三者評価委託料 50万円の減は、新型コ
ロナウイルス感染症拡大防止による評価事業の中止による減で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

5目 後期高齢者医療費 452万9千円の減 次ページにわたり、
後期高齢者医療特別会計 50万4千円の減は、繰出金の減。

後期高齢者医療一般
北海道後期高齢者医療広域連合負担金 402万5千円の減は、
前年度の療養給付費負担金の精算による減であります。

7目 自治振興費 639万5千円の増
地域公共交通対策 11万4千円の増は、
デマンドバス1台分のスタッドレスタイヤ購入費の計上

地方バス路線維持対策 628万1千円の増は、
運行するくしろバスからの決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金
の申請があり、当初予算との差額を補正計上するものであります。

内訳では、
生活交通路線 国庫補助金対象である
厚岸釧路線が、557万3千円の増
同じく、町単独路線の国泰寺線分が 70万8千円の増で、
計 628万1千円の増であります。

8目 社会福祉施設費 121万9千円の減
主に、生活改善センター 4万6千円の増は、
避難口誘導灯2台の取替修繕料の計上で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

10目 諸費 126万8千円の増 次ページにわたり
地域公共交通事業者支援 100万円新規計上は
新型コロナウイルス感染症の影響により、観光バスや貸切バスの運行などが
大幅に減少しており、地域公共交通運営に大きく支障をきたしているため、
くしろバス株式会社から、支援策の要請を受けての計上
なお、この事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金を充当するものであります。

保健福祉総合センター感染症対策 59万4千円 新規計上は、
経年劣化により故障した子ども発達支援センターの空調機器修繕料の計上
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。
なお、それぞれの事業の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地
方創生臨時交付金を充当するものであります。

2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費 70万3千円の増
主に、令和2年度に交付された児童手当 国庫負担金等の精算に伴う返還金
の計上であります。

4目 児童福祉施設費 227万2千円の減
あつけし保育所備品整備事業の事業費確定による減で、
その他、次ページにわたり、説明欄記載のとおり財源内訳補正の計上であり
ます。

5目 児童館運営費 13万1千円の増
子夢希児童館の床下水漏れの発生による修繕料及び水抜きに係る手数料の計
上で、その他、説明欄記載のとおり財源内訳補正の計上であります。

6目 諸費 220万円の増
保育所感染症対策 100万円 新規計上は、
認可保育所2施設に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要するマ
スクや消毒液等の購入費の計上

児童館等感染症対策 120万円 新規計上は、
へき地保育所1施設、児童館2施設、子育て支援センター1施設に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要するマスクや消毒液等の購入費の計上であります。

なお、それぞれの事業の財源については、子ども・子育て支援交付金を充当するものであります。

4款 衛生費 1項 保健衛生費

1目 衛生予防費 4万1千円の減 次ページにわたり、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 健康推進費 155万5千円の増
健康推進一般 32万円の減は、
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった健康まつり実行委員会に対する補助金の減

妊娠・出産包括支援 103万9千円の増は、
主に、産後ケア事業利用見込件数増に伴う利用料助成の計上
特定健康診査等 2万9千円の増は、
栄養計算ソフトの使用料の計上

健康増進 34万3千円の増は、
健康増進機器の修繕料の計上

未熟児養育医療給付 46万4千円の増は、
対象見込数の増に伴う医療給付費の計上であります。

3目 墓地火葬場費 21万8千円の増 次ページにわたり、
主に、斎場 21万5千円の増は、燃料費・灯油の増で
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4目 水道費 131万8千円の増
水道事業会計 12万1千円の減は、補助金の減であります。
簡易水道事業特別会計 143万9千円の増は、繰出金の増であります。

5目 病院費 1億2千万円の増
病院事業会計への負担金及び補助金の計上であります。
現時点における医業収入を見込んでの収支不足補てん分を含め
補正後、総額を5億707万4千円とするものであります。

7目 諸費 885万4千円の増 次ページにわたり、
主に、健康管理システム整備事業 60万6千円の増は、
新型コロナウイルスワクチン接種記録のマイナンバー連携及び追加接種に係
る健康管理システムの改修費の計上

新型コロナウイルスワクチン予防接種体制確保 692万7千円の増は、
新型コロナウイルスワクチン予防接種3回目の実施に要する事務管理経費の
計上で、

主に、消耗品費 67万2千円は、感染症の拡大防止に要する消耗品の購入、
予防接種業務委託料 468万円は、予防接種の実施に伴う看護師3名の業
務委託料の計上、接種券印刷封入委託料 324万7千円は、3回目のワク
チン接種券印刷封入委託料の計上、予防接種予約業務委託料 96万8千円
の増は、コールセンターへの接種予約業務の計上であります。

新型コロナウイルスワクチン予防接種 431万3千円の増は、
主に、

予防接種委託料 500万6千円は、現在まで接種を希望されていない方、
2月末までに、12歳になる方、また医療従事者など3回目のワクチン接種
見込み者数 507人に対しての委託料の計上で、
その他説明欄記載のとおり、執行見込額の増減であります。

2項 環境政策費 次ページ

2目 水鳥観察館運営費 1万3千円の減

公用車燃料費の増と車検整備手数料の増のほか、説明欄記載のとおり、執行
見込みによる減であります。

3目 廃棄物対策費 20万6千円の増

コンビニ収納件数の増による収納手数料の計上であります。

4目 ごみ処理費 24万1千円の増

主に、ごみ処理場管理 57万6千円の増は、
脱臭剤ほか収集ごみ積替保管施設の消耗品費の増のほか、ごみ処理場事務室
暖房用灯油の購入費での計上で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び執行見込み
による増であります。

5目 し尿処理費

汚水処理施設管理 19万7千円の増は、
主に、薬品の購入費の計上と施設電気料の増であります。

次ページ

5 款 農林水産業費 1 項 農業費

2 目 農業振興費 1 7 3 万円の減

主に、青年就農給付金給付 1 5 0 万円の増は、北海道農業次世代人材投資事業補助金の採択を受けての 1 名分の補助金の計上であります。

中山間地域等直接支払事業 3 2 3 万円の減は、
交付金制度の改正に伴い、交付対象農用地面積が変更になったことによる補助金の減額補正で、
その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 畜産業費 5 0 万 8 千円の減

家畜衛生対策 2 7 6 万円の減は、
消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領の改正により町の間接補助事業から事業実施主体への直接補助事業となったことによる減額補正

畜産バイオガス利活用 2 2 5 万 2 千円 新規計上は、
家畜ふん尿処理及び有効利用について、釧路太田農業協同組合と共同体の協定を締結し、農家向けの勉強会やアンケートによるふん尿処理の現状把握、有効活用に関する調査等を行い、家畜ふん尿処理及び有効活用の検討につなげるための共同体への負担金の計上であります。

5 目 農地費

水利施設等整備事業 2 9 万 2 千円 の増 次ページにわたり、
事業主体である北海道と太田地区・大別地区・片無去地区の水源の見直しを含めた調査に対する負担金の計上であります。

6 目 牧野管理費 2, 1 7 3 万円の増

主に、熊による被害発生に伴う経費の計上で、
消耗品費 1, 4 8 9 万 3 千円は、主に、一部舎飼を開始したことによる冬期舎飼時に給与する牧草ロール購入費の増、
光熱水費 2 2 2 万 6 千円の増は、主に、大別団地及びセタニウシ団地で放牧していた預託牛を大別団地内のパドックへ避難させたことによる水道料の増、
資材購入 2 1 5 万 2 千円は、熊対策による電気柵及び有刺鉄線の購入費で、
その他は、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

7 目 農業施設費 2 万円の増

上尾幌ふれあい体験農園施設の水道料及び電気料の計上であります。

8目 農業水道費 60万8千円の減 次ページにわたり、
主に、検満及び新設メーター整備事業 27万4千円の増は、新設メーター
器取付及び検満メーター取替による増で、
その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり事業費確定による減及び執行見込
みによる増減であります。

9目 堆肥センター費 55万円の増
主に、ショベルローダー用軽油の増と施設電気料の増で、その他説明欄記載
の執行見込みによる増であります。

2項 林業費 次ページ

5目 特用林産振興費

きのこ菌床センター 206万円の増は、
主に、オガ粉、栄養体を保管するバックヤードとホイルローダーの修繕料の
計上と強風によりビニールハウスが破損したことによる内張り用ビニール資
材の購入費の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増で
あります。

3項 水産業費

1目 水産業総務費 2万円の増

説明欄記載のとおり、第40回全国豊かな海づくり大会視察に係る経費の計
上であります。

2目 水産振興費 1,250万円の増

かき湖内施設整備事業 250万円 新規計上は、
新たに、「弁天カキ」専用の養殖施設を厚岸湖内に増設し、「弁天カキ」の
生産量を増加させる施設整備費の計上で、
小型ステンレンスタック導入事業 1,000万円 新規計上は、
水産物の品質保持及び荷揚げ作業軽減を目的に、高度衛生管理に対応した小
型ステンレンスタックの導入経費の計上で、それぞれ、厚岸漁業協同組合が
事業主体となり、地域づくり総合交付金の補助を受けて、新規計上するもの
であります。

3目 漁港管理費 3万3千円の増

主に、手数料 3万5千円の増は、厚岸漁港トイレの排水管清掃手数料の計
上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

次ページ

5目 養殖事業費 383万1千円の増
カキ種苗センター 249万8千円の増は、
主に、光熱水費 96万3千円の増は、施設での電気料及び水道料の増で、
修繕料 65万1千円の増は、採苗室制御盤モニタ交換の増で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

水産増養殖調査研究 133万3千円の増は、主に、
いきいきふるさと推進事業助成金と地域づくり総合交付金の補助採択を受け、試験研究用消耗品や分析委託料等の関係経費の計上であります。

6目 水産施設費 15万円の増
床潭地区漁村センター 12万6千円の増
主に、大研修室窓ガラス取り替え修繕料の計上で、
水産種苗生産センター 2万7千円の増は、自動火災報知設備の蓄電池取替修繕、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

次ページ

6款 1項 商工費

2目 商工振興費 10万1千円の増
町内事業者に対するコロナウイルス経営状況実態調査に係る郵送料の計上
あります。

3目 食文化振興費 44万5千円の増
味覚ターミナル・道の駅 50万円の増は、
主に、修繕料 23万5千円の増は、主に、1階業務用エレベーター機械室内換気扇と3階屋外壁面照明取替修繕のほか、11月21日に開催された友好都市村山市との道の駅物産交流事業実施に係る運搬費及び新聞広告折込手数料などの計上で、
その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

4目 観光振興費 1億9,749万4千円の増 次ページにわたり
主に、ふるさと納税 1億1,219万4千円の増で、
寄附金総額6億円を見込んでの返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料等の増であります。

ふるさと納税基金 8,596万1千円の増
寄附金総額6億円を見込んでの基金積立金の増であります。

5目 観光施設費 62万3千円の減 次ページにわたり、それぞれ、説明欄記載のとおり、各施設の事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

6目 諸費 3万9千円の減
説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

7款 土木費
2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁維持費 3,024万6千円の減
76ページにわたり、主に
道路橋梁管理 72万7千円の増は、
主に、手数料 74万5千円の増は、町道の管渠清掃手数料の増で、
その他は、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

2目 道路新設改良費 222万6千円の減 次ページにわたり、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

3目 除雪対策費 2億3,733万1千円の増
除雪対策 補正後額を、2億9,497万4千円とし、
概ね、14回分の除雪対策に要する予算計上となります。

3項 河川費 1目 河川総務費 7万4千円の減
それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4項 都市計画費 次ページ
1目 都市計画総務費 31万2千円の減
それぞれ、説明欄記載の事業について、執行見込みによる増減であります。

3目 下水道費 695万8千円の増
下水道事業特別会計繰出金の増であります。

5項 公園費 1目 公園管理費 109万1千円の減
次ページにわたり、
それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

6 項 住宅費

2 目 住宅管理費 196万6千円の増

町営住宅 181万9千円の増は、主に、各団地の修繕料と消耗品費の計上
地域おこし協力隊住宅 14万7千円の増は、漏水による水道料の計上であり
ます。

8 款 1 項 消防費 1 目 常備消防費 337万1千円の増

次ページにわたり、

釧路東部消防組合 1, 340万6千円の増は、

主に、厚岸消防団第3分団庁舎整備事業の財源について、過疎対策事業債を
充当しておりましたが、事業不適債と認められたため、一般財源に財源を振
替えたことによる増と、各分団の修繕料、職員人事異動に伴う給与費の増な
どによる負担金の調整のほか、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定に
伴う減であります。

2 目 災害対策費 290万円の減、次ページにわたり

主に、防災行政無線 48万3千円の増は、主に、

防災行政無線の戸別受信機交換作業等に係る手数料の増と機械器具購入14
万円の増は、無線受信機アンテナの購入で、説明欄記載のとおり、執行見込
みによる増減であります。

4 目 諸費

防災情報システム感染症対策 179万5千円 新規計上は、

当初予算において、「防災情報システム運営」として事業予算を計上してお
りましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用とし
ての事業の振替計上であります。

9 款 教育費 1 項 教育総務費

2 目 事務局費 1千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増であります。

4 目 教員住宅費 156万9千円の増 次ページにわたり、

主に、修繕料 156万6千円の増は、経年劣化による物置の扉の取替と給
湯器、配管等修理の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによ
る増及び財源内訳補正であります。

6 目 スクールバス管理費 88万円の増

主に、スクールバス2台分のスタッドレスタイヤ購入費と車両修繕料の計上
であります。

2 項 小学校費

1 目 学校運営費 128万7千円の増 次ページにわたり

主に、厚岸小学校ほか2校の消耗品費及び施設電気料などの増のほか、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 学校管理費 29万7千円の増

主に、

学校管理 63万1千円の増は、主に、各中学校施設及び備品の修繕料の見込の計上と使用不能となったブラウン管テレビなどの廃棄手数料の計上で、その他、説明欄記載のとおり、事業費確定による減であります。

3 目 教育振興費 100万6千円の減 次ページにわたり、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 諸費

小学校感染症対策 31万1千円 新規計上

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う各小学校における感染症対策に要する整備として、感染症対策消耗品や消毒用アルコール購入の計上であります。

3 項 中学校費

1 目 学校運営費 30万2千円の増 次ページにわたり

主に、厚岸中学校ほか2校の消耗品費及び施設電気料などの増のほか、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 学校管理費 79万3千円の増

学校管理 75万1千円の増は、

主に、各中学校施設及び備品の修繕料の見込の計上と厚岸中学校の印刷機の借上料の計上

学校情報通信教育 4万2千円の増は、

主に、太田中学校の印刷機追加による保守点検委託料と印刷機の借上料の増であります。

3 目 教育振興費 50万8千円の減

それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 諸費

中学校感染症対策 31万1千円 新規計上 次ページにわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う各中学校における感染症対策に要する整備として、感染症対策消耗品や消毒用アルコール購入の計上であります。

5 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費 170万6千円の減
次ページにわたり、

主に、芸術文化 118万円の減は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、芸術鑑賞事業、町民文化祭及び厚岸町吹奏楽フェスティバルに係る経費の減で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2 目 生涯学習推進費 59万2千円の減

主に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となった、生涯学習講演会講師派遣委託料の減で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 公民館運営費 18万4千円の減 次ページにわたり
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

4 目 文化財保護費 121万1千円の減

ふるさと人物伝制作 243万2千円の減は、ふるさとゆかりの偉人3名に関する漫画制作費を計上していましたが、制作期間の調整がつかないことからの減額、

アッケシソウ栽培地整備事業 122万1千円の増は、
工事に係る単価の増加による工事費の計上であります。

5 目 博物館運営費 47万1千円の増 次ページにわたり、

主に、海事記念館 燃料費 14万1千円は、重油の増、修繕料 34万1千円の増は、消防用設備修繕の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

6 目 情報館運営費 275万1千円の減 次ページにわたり

その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定による減及び執行見込みによる増減であります。

6 項 保健体育費 1 目 保健体育総務費 4千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

2目 社会体育費 591万7千円の増

宮園公園パークゴルフ場管理用機械整備事業 新規計上

パークゴルフ場、野球場、園内草刈りに使用している芝刈り機が経年劣化の故障により修理不能のため、乗用型芝刈り機2台の購入費と申請に伴う職員旅費の計上であります。

4目 学校給食費 617万3千円の増

主に、消耗品費 101万8千円の増は、主に、調理消耗品の購入、燃料費 144万2千円の増は、主に重油見込みの増、光熱水費 109万4千円の増は、主に、電気料の増、修繕料 261万4千円の増は、粉碎機器取替ほか調理器具の修繕料とコンテナプール床ほか施設修繕料の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

次ページ

11款 1項 公債費 1目 元金 1,783万1千円の減

平成22年度に発行した臨時財政対策債について、10年目の金利見直しが行われ借入時の金利 0.2%が0.04%となり

残り10年間の元利均等払いの償還年次表の再計算が行われ

今年度の元金償還の増分 17万1千円を合わせて、補正計上するものであります。

この金利見直しにより後年度の金利支払い額が約20万8千円、軽減となるものであります。

2目 利子 282万9千円の減

元金でご説明いたしました金利見直し分を含め

令和2年度長期債の借入実行による利子確定に伴う減であります。

12款 1項 1目 給与費 2,855万4千円の減

特別職・一般職員等人件費 227万1千円の減

職員の採用・退職、昇格、会計間異動など

それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整増減で、

次ページ

会計年度任用職員人件費 2,628万3千円の減

職員の採用・退職など

それぞれ説明欄記載のとおり、当初予算との調整増減であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条 債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正 追加であります。

事項欄記載について、記載の期間に、各限度額をもって債務を負担するものでございます。

この、上尾幌郵便局への証明書等交付事務委託に関する債務負担につきましては、令和4年度から、上尾幌郵便局へ戸籍及び住民票等の証明書交付事務を委託することに伴い、機器の設置等準備に約3ヶ月期間を要するため、12月末までに契約が必要となり、事務に係る経費について、新たに債務負担行為の設定をするものであります。

ふたたび1ページへお戻り願います。

第3条 地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

7ページをお開きください。

第3表 地方債補正 変更であります。

緊急防災・減災事業	10万円の減
-----------	--------

辺地対策事業	20万円の減
--------	--------

過疎対策事業	1,910万円の減
--------	-----------

起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

8ページをご覧ください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和2年度末、現在高、121億5,843万円

令和3年度中、起債見込額、9億2,690万円

令和3年度中、元金償還見込額、9億6,925万5千円

補正後の令和3年度末、現在高見込額は、

121億1,607万5千円となるものであります。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

次に、議案第76号であります。

議案第 7 6 号

令和 3 年度 厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（4 回目）

提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和3年度 厚岸町 国民健康保険 特別会計補正予算（4回目）
令和3年度 厚岸町の国民健康保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1, 318万8千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14億6, 575万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、2 款2 項、
歳出では、2 款4 項にわたって、
それぞれ、1, 318万8千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
6 ページをお開き願います。
歳入であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 1 節 保険給付費等交付金
保険給付費等交付金 普通交付金 1, 282万9千円の増
高額療養費給付分に対する交付金の計上であります。

6 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金
35万9千円の増
補正財源調整として増額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 2 5 万 2 千円の増
主に、国民健康保険一般 8 万 1 千円の増
高額療養費支給勧奨通知送付に要する切手代の計上であります。

2 項 徴税費 1 目 賦課徴収費
課税収納 1 5 万 8 千円の増は、国民健康保険税の支払いに令和 4 年 4 月か
らの電子決済導入に向けたシステムテストに要する手数料の計上でありま
す。

5 項 1 目 特別対策事業費
会計年度任用職員人件費 5 万 1 千円の減
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の減であります。

2 款 保険給付費 2 項 1 目 高額療養費 1, 2 8 2 万 9 千円の増
次ページにわたり申請勧奨による高額療養費支給見込みの増であります。

以上で、議案第 7 6 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 7 7 号であります。

議案第 7 7 号

令和 3 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1 回目）

提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和3年度 厚岸町 簡易水道事業 特別会計補正予算（1 回目）
令和3年度 厚岸町の簡易水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、263万4千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9,609万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、
第1表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、4 款5 項、
歳出では、3 款3 項にわたって、
それぞれ、263万4千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
6 ページをお開き願います。

歳入であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目 水道使用料
1 節 計量使用料 1 1 7 万 3 千円の増は、
太田地区計量使用料の見込額の増であります。

3 節 過年度収入 1 万 6 千円の増
収入に伴う増額補正であります。

2 項 手数料 1 目 水道手数料 1 節 給水工事手数料 4 万 4 千円の増
新設給水工事などに伴う手数料の増であります。

4 款 道支出金 1 項 道補助金 1 目 水道費道補助金
1 節 水道事業費補助金 7 万 2 千円の減
地域づくり総合交付金の交付見込額の減による計上であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金 1 4 3 万 9 千円の増
補正財源調整に伴う増であります。

8 款 諸収入 1 項 1 目 1 節 雑入 3 万 4 千円の増
記載のとおり、消費税及び地方消費税還付金の新規計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 3 6 万 6 千円の増
主に、職員人件費 3 7 万円の増は
説明欄記載のとおり、執行見込みによる職員人件費の増減で、

水道料金計算収納 7 千円の増は、水道料金の支払いに令和 4 年 4 月からの
電子決済導入に向けたテスト用納入通知書印刷費とシステムテストに要する
手数料の計上で、その他、説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であり
ます。

2 款 水道費 1 項 1 目 水道事業費 2 2 8 万 4 千円の増
次ページにわたり、
主に、簡易水道施設 1 2 7 万 4 千円の増は、
主に、薬品の購入及び各水道施設の修繕料の計上、
検満及び新設メーター整備事業 1 9 7 万 9 千円の増は、主に、
新設メーター器取付 5 台分の増で、
その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費の確定及び執行見込みによ
る増減であります。

4 款 1 項 公債費 2 目 利子 1 万 6 千円の減
令和 2 年度長期債、借入実行に伴う利子確定による減であります。

以上で、議案第 7 7 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 7 8 号であります。

議案第 78 号

令和 3 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2 回目）

提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和3年度 厚岸町 下水道事業 特別会計補正予算（2回目）

令和3年度 厚岸町の下水道事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、197万8千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7億2,799万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では、6 款6 項、

歳出では、2 款3 項にわたって、

それぞれ、197万8千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

8 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款 分担金及び負担金 2 項 負担金

1 目 1 節 下水道費負担金 39万2千円の増

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料

1 目 1 節 下水道使用料 102万7千円の増

それぞれ、収入見込みによる増であります。

3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 1 目 下水道費国庫補助金

1 節 下水道事業費補助金 470万2千円の減

社会資本整備総合交付金について、配分額の確定による減であります。

5 款 繰入金 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金

695万8千円の増

補正財源調整に伴う増額補正であります。

6 款 諸収入 2 項 1 目 1 節 雑入 3 4 5 万 3 千円の減
説明欄記載のとおり、消費税及び地方消費税還付金の減であります。

7 款 1 項 町債 1 目 下水道債
1 節 下水道事業債 1 0 0 万円の減
2 節 公営企業会計適用債 1 2 0 万円の減
それぞれ、事業費の執行見込みの減に伴う充当事業債の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

1 0 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 下水道費 1 項 下水道管理費 1 目 一般管理費
6 1 9 万円の増 次ページにわたり、
主に、
職員人件費 5 9 5 万 9 千円の増は、説明欄記載のとおり、職員人件費の増減であります。

下水道一般 1 5 8 万 3 千円の増
主に、委託料 1 7 万 3 千円の増は、水道料金収納集計表の新規作成に要するシステム改修費の計上で、公課費 1 4 0 万 8 千円の増は、部分払いを行った工事費について、仕入税額控除としてたが、工事が完了する令和 3 年度分の控除に変更したことによる消費税及び地方消費税の計上で、その他、それぞれ、説明欄記載のとおり、事業費確定及び執行見込みによる増減であります。

2 目 管渠管理費 7 0 万 8 千円の増
主に、各ポンプ場電気料の増と施設の修繕料及び維持管理用資材購入のほか、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

3 目 処理場管理費 1 5 万 4 千円の増
主に、終末処理場の薬品代の増と、処理場施設及び各機械設備の修繕料及び維持管理用資材購入のほか、それぞれ、説明欄記載のとおり、執行見込みによる増減であります。

4 目 普及促進費 2 3 万円の減 次ページにわたり、
説明欄記載のとおり、執行見込みによる減及び財源内訳補正であります。

2 項 下水道事業費 1 目 公共下水道事業費 8, 8 7 0 万円の減
公共下水道事業 補助分は
社会資本整備総合交付金の交付決定を受けて、事業費調整減及び事業費確定に伴う増減であります。

公共下水道事業 起債分は、
それぞれ、説明欄記載のとおり、職員人件費及び執行見込みによる増減であります。

3 款 1 項 公債費 2 目 利子 7 万円の増
令和 2 年度長期債、借入実行に伴う利子確定による増であります。

以上で、歳出の説明を終わります。
1 ページへお戻り願います。

第 2 条 地方債の補正であります。
地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。
第 2 表 地方債補正 変更であります。

公共下水道事業 1 0 0 万円の減
公営企業会計適用債 1 2 0 万円の減
起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

5 ページ、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄

令和 2 年度末、現在高	3 1 億 3 4 8 万 6 千円
令和 3 年度中、起債見込額	1 億 3, 5 1 0 万円
令和 3 年度中、元金償還見込額	2 億 8, 6 5 8 万 2 千円

補正後の令和 3 年度末現在高見込額は、
2 9 億 5, 2 0 0 万 4 千円となるものであります。

以上で、議案第 7 8 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 7 9 号であります。

議案第 79 号

令和 3 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（2 回目）

提案理由説明書

議案書、1 ページであります。

令和3年度 厚岸町 介護保険 特別会計補正予算（2回目）

令和3年度 厚岸町の介護保険 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1, 138万6千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、11億3,617万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから3 ページ、

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入歳出ともに、5 款8 項にわたって、
それぞれ、1, 138万6千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

歳入であります。

4 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 1 節 介護給付費負担金
235万8千円の増

2 項 国庫補助金 1 目 1 節 財政調整交付金 89万円の増
それぞれ、サービス給付費の見込みに伴う負担金の増であります。

7 目 地域支援事業交付金 3 節 社会保障充実事業交付金 9万円の減
説明欄記載のとおり、交付見込みの減であります。

5 款 1 項 支払基金交付金 1 目 1 節 介護給付費交付金
334万5千円の増

6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 1 節 介護給付費負担金
166万8千円の増

それぞれ、サービス給付費の見込みに伴う負担金の増であります。

2 項 道補助金 3 目 地域支援事業交付金

3 節 社会保障充実事業交付金 4万5千円の減

説明欄記載のとおり、交付見込みの減であります。

8 款 繰入金 1 項 1 目

1 節 一般会計繰入金 90 万 3 千円の増

2 項 基金繰入金 1 目

1 節 介護給付費準備基金繰入金 240 万 6 千円の増

補正財源調整による増額補正であります。

10 款 諸収入 2 項 3 目 1 節 雑入 4 万 9 千円の減
認定審査会共同設置負担金の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。

歳出であります。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費

40 万 9 千円の減、

主に、職員人件費 40 万 8 千円の減、説明欄記載のとおり、職員人件費の増減で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

3 項 1 目 介護認定審査会費 11 万 7 千円の減

説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 認定調査等費 18 万円の増 次ページにわたり、

会計年度任用職員人件費の増であります。

2 款 保険給付費

1 項 介護サービス等諸費

5 目 居宅介護サービス計画費 813 万 2 千円の増

2 項 1 目 高額介護サービス費 116 万 2 千円の増

4 項 特定入所者介護サービス等費

1 目 特定入所者介護サービス費 309 万 9 千円の増

それぞれ、給付費等の執行見込みによる増であります。

4 款 地域支援事業費 2 項 包括的支援事業・任意事業費

1 目 包括的支援事業等事業費 13 万 4 千円の増 次ページにわたり

主に、職員人件費の増減で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

2 目 任意事業費 6 1 万 3 千円の減

主に、会計年度任用職員人件費の減であります。

3 目 在宅医療・介護連携推進事業費 1 4 万 6 千円の減

5 目 認知症総合支援事業費 9 万円の減 次ページにわたり

主に、職員人件費の増で、その他説明欄記載のとおり、執行見込みによる減であります。

6 目 地域ケア会議推進事業費 補正額ゼロ

財源内訳補正であります。

8 款 サービス事業費 1 項 居宅サービス事業費

1 目 包括的支援事業費 4 万 1 千円の増

職員人件費の増であります。

9 款 1 項 保健福祉事業費 1 目 保健福祉事業 1 万 3 千円の増

説明欄記載のとおり、執行見込による増であります。

以上で、議案第 7 9 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 0 号であります。

議案第 80 号

令和 3 年度厚岸町後期高齢者医特別会計補正予算（3 回目）

提案理由説明書

議案書、１ページであります。

令和３年度 厚岸町 後期高齢者医療 特別会計補正予算（３回目）
令和３年度 厚岸町の後期高齢者医療 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、５０万４千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１億５，１０８万９千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページから３ページ、
第１表 歳入歳出予算補正であります。
歳入、歳出ともに、１款１項にわたって、
それぞれ、５０万４千円の減額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
６ページをお開き願います。
歳入であります。

３款 繰入金 １項 １目 １節 一般会計繰入金 ５０万４千円の減
補正財源調整に伴う減額補正であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

８ページをお開き願います。

歳出であります。

２款 １項 １目 後期高齢者医療広域連合納付金
５０万４千円の減
後期高齢者医療広域連合への負担金について、前年度の事務費負担金の精算
に伴う負担金の減であります。

以上で、議案第８０号の説明を終わります。

続きまして、議案第８１号であります。

議案第 8 1 号

令和 3 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
(1 回目) 提案理由説明書

議案書、１ページであります。

令和３年度 厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算（１回目）
令和３年度 厚岸町の介護老人保健施設事業 特別会計補正予算は、
次に定めるところによる。

第１条、第１項、歳入歳出予算の補正であります。
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、８４２万３千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１億３５４万７千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページから３ページ、
第１表 歳入歳出予算補正であります。
歳入では、３款４項、
歳出では、１款１項にわたって
それぞれ、８４２万３千円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。
６ページをお開き願います。
歳入であります。

１款 サービス収入 １項 介護給付費収入
１目 １節 施設介護サービス費収入 ３０７万２千円の増

２項 １目 １節 自己負担金収入
１４９万３千円の増
それぞれ、一日平均１９人の入所者を見込んでの計上であります。

７款 １項 １目 繰越金 １節 前年度繰越金
３８４万５千円の増
補正財源としての計上であります。

８款 諸収入 １項 １目 １節 雑入 １万３千円の増
介護保険主治医意見書作成料の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。
歳出であります。

1 款 サービス事業費 1 項 施設サービス事業費
1 目 施設介護サービス事業費 8 4 2 万 3 千円の増

職員人件費 7 8 1 万 7 千円の増、会計年度任用職員人件費 4 2 7 万 2 千円の減。次ページにわたり、それぞれ説明欄記載のとおり、職員人件費の増減であります。

介護老人保健施設サービス 4 8 7 万 8 千円の増
主に、需用費 1 1 1 万 2 千円の増は、パネルヒーター修繕料と給食材料費の増
病院事業運営管理共通経費負担金 3 7 7 万 8 千円は、主に、薬品費や電気料、水道料などの光熱水費による増のほか、その他執行見込みによる増減であります。

以上を持ちまして、

議案第 7 5 号 令和 3 年度厚岸町 一般会計 補正予算から
議案第 8 1 号 令和 3 年度厚岸町 介護老人保健施設事業 特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 8 2 号 令和 3 年度厚岸町水道事業会計補正予算
(2 回目)

提案理由説明書

議案第 82 号、令和 3 年度厚岸町水道事業会計補正予算（2 回目）の内容について

1 ページ

第 1 条 総則、令和 3 年度厚岸町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量の補正であります。

年間総配水量は、1 万 5, 611 立方メートル減の、

119 万 8, 739 立方メートル。

1 日平均給水量は、43 立方メートル減の、

3, 284 立方メートル。

主な建設改良事業について

配水管布設替等事業を、134 万 1 千円減額し、4, 790 万 5 千円に、

設備整備事業を、75 万 8 千円減額し、1, 507 万円に、

メーター設備事業を、282 万 9 千円減額し、5, 087 万 1 千円に、

上水道地区地下水源調査業務を、252 万 7 千円減額し、1, 906 万 3 千円とするものであります。

第 3 条 収益的収入及び支出の補正であります。

収入

1 款 水道事業収益を 285 万 9 千円減額し、

2 億 8, 705 万 4 千円とするもので、

内訳は、

1 項 営業収益が、322 万 9 千円の減。

2 項 営業外収益が、37 万円の増であります。

支出

1 款 水道事業費用を 1, 241 万 8 千円増額し、

2 億 8, 536 万円とするもので、

内訳は、

1 項 営業費用が、1, 307 万 7 千円の増。

2 項 営業外費用が、65 万 9 千円の減であります。

収益的収入及び支出の内容につきましては、補正予算説明書で説明します。

第4条 資本的収入及び支出の補正であります。

1 ページから 2 ページ

収入

1 款 資本的収入を 2 2 4 万 2 千円減額し、6 , 2 7 7 万 8 千円とするもので、
内訳は、

1 項 企業債が、4 3 0 万円の減。

6 項 補償金が、2 0 5 万 8 千円の増であります。

支出

1 款 資本的支出を 7 0 3 万 5 千円減額し、2 億 1 , 7 2 9 万 2 千円とするもので、

内訳は、

1 項 建設改良費が、7 4 5 万 5 千円の減。

2 項 企業債償還金が、4 2 万円の増であります。

6 ページの補正予算説明書

収益的収入及び支出の内容並びに資本的収入及び支出の内容について

収益的収入

1 款 水道事業収益

1 項 営業収益

1 目 給水収益は、3 3 1 万 7 千円の減。

業務用の使用水量が 4 月から 9 月までの実績で 5 % 減少、特に用途別で水産関連の水道使用量が大きく減少したことによる減。

2 目 受託工事収益は、8 万 8 千円の増。

これまでの収益実績と今後の見込みを反映したことによる増。

2 項 営業外収益

1 目 受取利息及び配当金は、1 万 4 千円の増。

他会計への短期貸付けに伴う利息の増。

2 目 他会計補助金は、12万1千円の減。

総務省の地方公営企業に対する繰出し基準に基づき、経営戦略策定業務委託料確定に伴う策定経費補助の減。

6 目 雑収益は、47万7千円の増。

不用品売却収益が使用頻度のない旧規格品水道資材の処分で2千円の皆増と、1件の水道配水管破損補償費47万5千円の皆増。

収益的支出

1 款 水道事業費用

1 項 営業費用

1 目 原水及び浄水費は、819万円の増。

17 節 委託料が、高濃度PCBが含まれた旧電気機器の処分を行なうための運搬処分委託料の増及び各委託業務の執行額確定により17万6千円の減。

20 節 修繕費が、水道施設内設備修理9件が増加したことによる50万4千円の増。

25 節 薬品費が、原水水質の悪化や漏水量の増加に伴う32万6千2千円の増。

6 ページから 7 ページ

2 目 配水及び給水費は、380万1千円の増。

17 節 委託料が、2件の個別漏水調査に伴う30万円の増。

18 節 手数料が、尾幌地区JR横断部水道漏水管修理に伴う保安員立会費用16万5千円の増

20 節 修繕費が、各個別メーター修理に加え町内水道管の24件漏水増加に伴う330万円の増の他、各節執行見込みを勘案した増減。

4 目 総係費は、82万2千円の増。

17 節 委託料の確定による減のほか各節執行見込みを勘案した増減。

5 目 減価償却費は、6万3千円の増。

令和2年度の建設改良事業の執行額が確定したことなどによる増。

6 目 資産減耗費は、20万1千円の増。

令和3年度建設事業の執行額が確定したことによる増。

8 ページ

2 項 営業外費用

1 目 支払利息及び企業債取扱諸費は、3万4千円の減。

令和2年度分の企業債借入額及び企業債利率確定による減。

2 目 消費税及び地方消費税は、82万2千円の減。

建設改良工事費の予定額確定に伴い見込まれる納付額の減。

3 目 雑支出は、19万7千円の皆増。

不用品売却原価が使用頻度のない旧規格品水道資材売却処分を行なうことによる、たな卸資産の出庫増。

9 ページ

資本的収入

1 款 資本的収入

1 項

1 目 企業債は430万円の減。

対象工事の執行見込みを勘案した減。

6 項

1 目 補償金は、205万8千円の増。

対象工事の補償金額確定に伴う増。

資本的支出

1 款 資本的支出

1 項

1 目 建設改良費は、126万円9千円の減。

配水管布設替等事業と設備整備事業費の執行額確定による減。

2 目 総係費は、335万7千円の減。

委託業務の執行額確定による減。

3目　メーター設備費は、282万9千円の減。
検満メーター交換の執行額の確定による減。

2項

1目　企業債償還金は42万円の増。
令和2年度に借入れた企業債の償還利率の確定による増。

1ページ下段へ戻り

第4条の括弧書き

資本的収入が資本的支出に対し不足する額、1億5,451万4千円の補填財源については、

当年度分損益勘定留保資金が、9,464万8千円

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が、1,210万5千円

減債積立金が、2,000万円

建設改良積立金が、2,776万1千円であります。

2ページ中段

第5条　企業債の補正であります。

企業債の予定額を430万円減額し5,720万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

第6条　議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

職員給与費について、75万9千円増額し、2,162万円とするものであります。

第7条 他会計からの補助金の補正であります。

経営戦略策定経費補助として、12万1千円を減額し、他会計からの補助金総額を1,186万4千円とするものであります。

第8条 たな卸資産の購入限度額の補正であります。

たな卸資産である水処理薬品及び材料費の購入実績及び使用見込の増に伴い、たな卸資産の購入限度額を1,702万3千円から、2,163万5千円に改めるものであります。

3ページと4ページは、補正予算実施計画。

5ページは、水道事業会計補正予定キャッシュフロー計算書。

10ページと11ページは、予定貸借対照表。

12ページと13ページは、会計処理の基準や手順を示した注記であります。

以上が、令和3年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容であります。
ご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第 83 号 令和 3 年度厚岸町病院事業会計補正予算

提案理由説明書

議案第 83 号 令和 3 年度厚岸町病院事業会計補正予算 1 回目について、その内容をご説明いたします。

議案書、1 ページをお開きください。

第 1 条 総則、令和 3 年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 業務の予定量の補正であります。

(2) 患者数について、年間延べ患者数では、4, 475 人の減で、52, 820 人とするもので、内訳として、入院患者数では、365 人増の 11, 680 人に、外来患者数では、4, 840 人減の 41, 140 人とするものであります。

1 日平均患者数では、19 人減の 202 人、内訳として、入院患者数では、1 人増の 32 人に、外来患者数では、20 人減の 170 人とするものであります。

第 3 条 収益的収入及び支出の補正は、補正予算説明書で行います。

5 ページをお開きください。はじめに、収益的収入であります。

1 款 病院事業収益、9, 436 万 1 千円の増

1 項 医業収益、911 万 4 千円の減

1 目 入院収益、229 万 9 千円の増、延べ入院患者数 365 人、1 日あたり 1 人の増を見込んでの増額であります。

2 目 外来収益、3, 871 万 9 千円の減、延べ外来患者数 4, 840 人、1 日あたり 20 人の減を見込んでの減額であります。

4 目 負担金、2, 730 万 6 千円の増、12 月期における一般会計からの繰入金の補正で、内訳は説明欄記載のとおりであります。

2 項 医業外収益、1 億 347 万 5 千円の増

1 目 患者外給食収益、18 万 7 千円の減

2 目 長期前受金戻入、703 万 7 千円の増、当年度長期前受金収益化額の増であります。

4 目 他会計補助金、2, 134 万 7 千円の増

5目 他会計負担金、7, 134万7千円の増、12月期における一般会計からの繰入金の補正で、内訳はそれぞれ説明欄記載のとおりであります。

6目 負担金交付金、393万1千円の増、介護老人保健施設事業運営管理共通経費負担金の増であります。

以上で、収益的収入を終わります。

次に、6ページ、収益的支出であります。

1款 病院事業費用、195万2千円の増

1項 医業費用、2, 230万6千円の減

1目 給与費、2, 529万1千円の減、内訳として、1節 給料、2, 907万円の減、2節 職員手当等、2, 578万3千円の減、主に、医師分は、年度当初から見込んでいた採用分の減のほか、それぞれの職種について、正職員採用から会計年度任用職員採用に伴う減額補正であります。

3節 法定福利費、156万円の減は、主に、共済組合負担金の減であります。

5節 賞与引当金繰入額、1, 995万円の増は、次年度支給分の賞与引当金の増であります。

6節 報酬、1, 117万2千円の増は、主に、常勤医師不足に伴う支援出張医師にかかる報酬の増であります。

2目 材料費、384万5千円の減、主に、1節 薬品費、578万円の減は、患者数の減による減、2節 診療材料費、250万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う診療材料費の増であります。

3目 経費、683万円の増、主に、3節 旅費交通費、242万9千円の増は、支援出張医師の旅費の増、12節 修繕費、237万2千円の増は、ボイラー修理など施設修理費の増、14節 使用料、123万6千円の増、主に、白衣使用料の増のほか、執行見込みによる増減であります。

2項 医業外費用、2, 425万8千円の増

1目 支払利息及び企業債取扱諸費、7万4千円の増

2目 医療技術員確保対策費、2, 418万4千円の増、3節 手数料、108万8千円の増は、主に、支援出張医師の確保に伴う手数料の増で、4節 負担金、2, 309万6千円の増は、看護師の育児休業取得に伴う代替看護師1名及び新型コロナウイルスワクチン接種に伴う2名の看護師の派遣に伴う負担金の増であります。

以上が、収益的収入及び支出の補正内容であります。

1 ページにお戻りください。

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。職員給与費を2, 529万1千円減額し、7億8, 983万円とするものであります。

2 ページ

第5条 他会計からの補助金の補正であります。合計で、1億2, 000万円を増額し、補助金の総額を、5億707万4千円とするもので、内訳はそれぞれ記載のとおりであります。

3 ページは、補正予算実施計画、

4 ページは、補正予定キャッシュ・フロー計算書、

8 ページから10 ページまでは、予定貸借対照表と注記であります。内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第83号 令和3年度厚岸町病院事業会計補正予算、1回目の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。